



CASHLESS

**キャッシュレス・消費者還元事業
決済事業者向け説明会資料**

B型・A型兼B型・準B型向け

2019年5月

一般社団法人キャッシュレス推進協議会

1

決済事業者登録について

2

加盟店登録について

1. はじめに

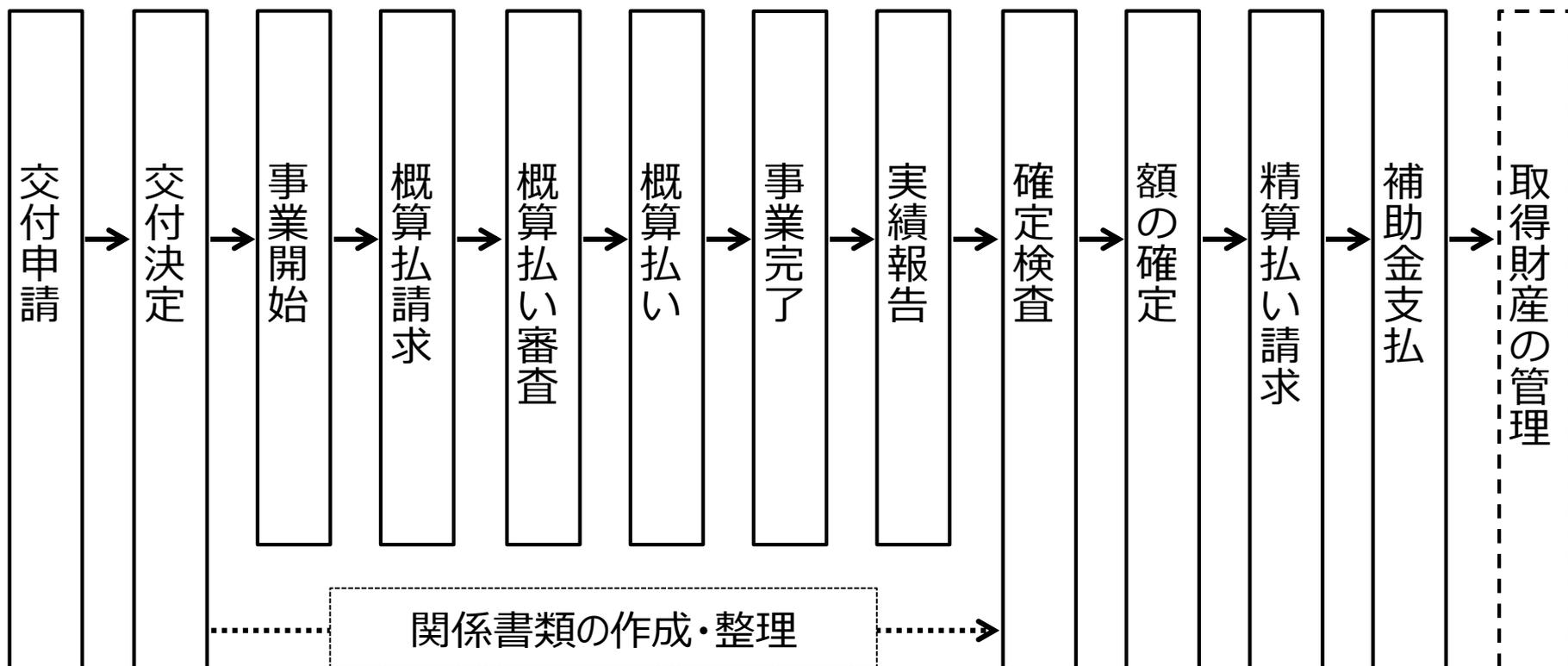
国庫補助金を受給するということ

- 国庫補助金は「補助金適化法」に基づき、受給するもの
 - **不正受給が認められた場合の措置**
 - 取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還が必要
 - 補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置
 - 当該事業者の名称及び不正の内容を公表
 - 補助金適化法第29条から第32条までにおいて、**刑事罰**等を科す規定有
 - **会計検査院による会計検査の対象となる可能性あり**
 - 補助事業完了日の属する年度**終了後5年間**（2021年4月から2026年3月末までの予定）
 - 補助事業に係る資料は、いつでも閲覧に供せるよう保存する必要有
 - 申請書類、事務局発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類（データ含む）
 - **通常の民間取引等では実施しない特殊な手続が多数**
 - 交付申請、三者見積、中間報告、実績報告、精算払い、原本保管 等
 - 補助事業事務処理マニュアル参照
http://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2015_hojo_manual.pdf

1. はじめに

補助金の基本的なルール② 実費弁済

- 補助事業期間に支出した補助対象経費の**実費のみ**（交付決定額ではない）
- 概算払いを実施した場合でも、**確定検査時に減額**し、返金を求める場合有



2. 事業全体概要

事業目的

- キャッシュレス・消費者還元事業（平成31年度キャッシュレス・消費者還元事業費補助金）

<事業の目的>

中小・小規模事業者等におけるキャッシュレス決済手段を使ったポイント還元等を実施するための決済事業者等の事業費等の経費の一部を補助することにより、**2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、中小・小規模事業者等における消費喚起を後押しするとともに、事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化を推進**することを目的とする。

2. 事業全体概要

対象となるキャッシュレス決済手段

- 一般的な購買に、**繰り返し利用**できる**電子的**な決済手段

電子マネー

(流通系／交通系など)

デビットカード

(ブランドデビット/Jデビット)

モバイルウォレット・QRコード

(スマホ、携帯電話等)

クレジットカード

(銀行系／信販系など)

2. 事業全体概要

決済事業者の種類・定義

➤ 本事業で定義する決済事業者は3種類

A型
決済事業者**キャッシュレス発行事業者**

- ✓ 登録された中小・小規模事業者において
キャッシュレス決済で購買を行った消費者に対し、
ポイント還元等の消費者還元を実施する事業者

イシュー等

B型
決済事業者**キャッシュレス加盟店支援事業者**

- ✓ 中小・小規模事業者に対して、必要に応じて
キャッシュレス決済手段を提供し、本事業への参加
申請を受け付け、補助金事務局に登録を行う事業者

アクワイアラ等

準B型
決済事業者**キャッシュレス加盟店管理事業者**

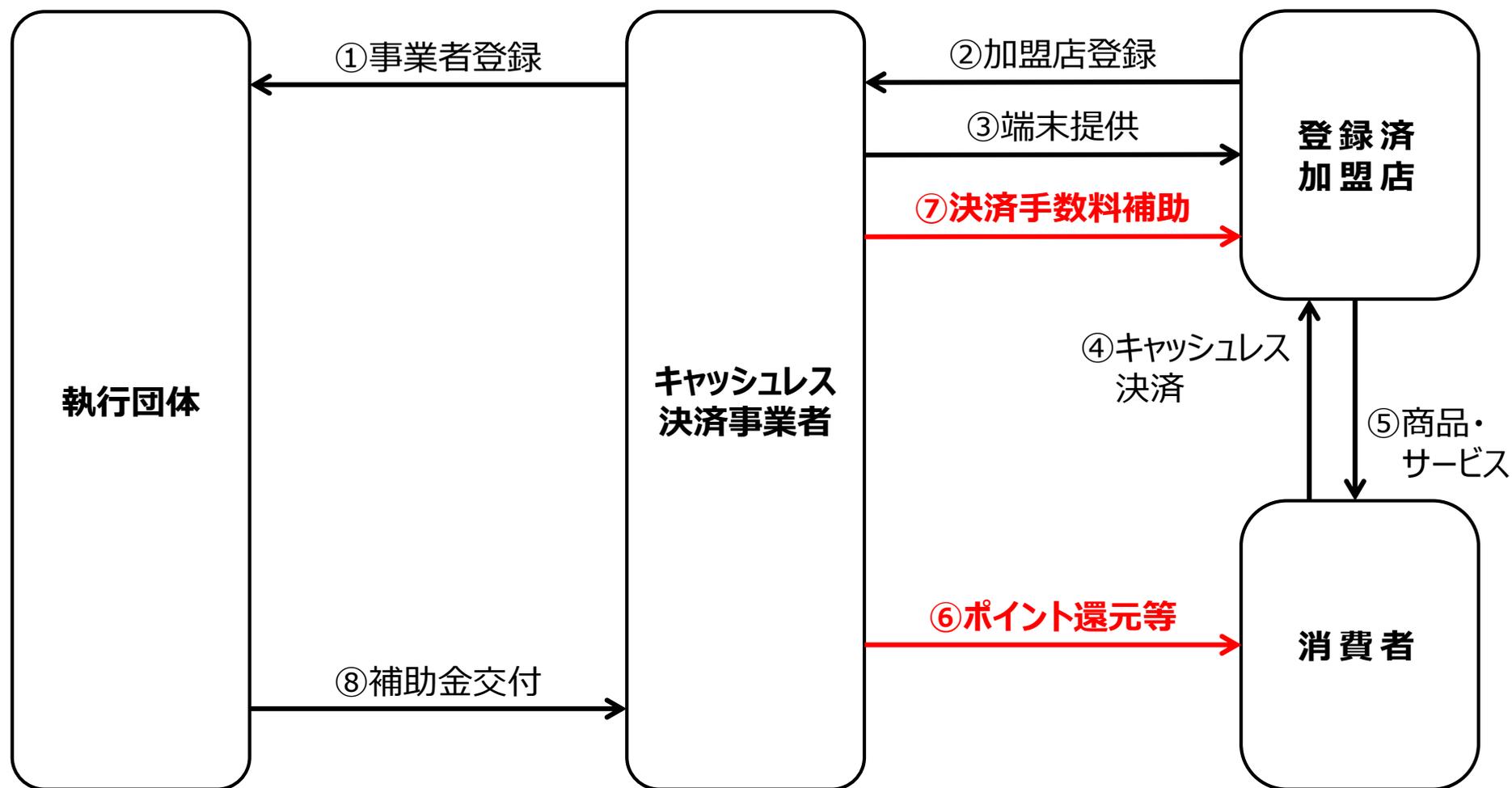
- ✓ B型決済事業者と連携し、商業施設等の
テナント等とのみ加盟店契約を締結する事業者
であって、補助金事務局に登録を行う事業者

ショッピングモール
フランチャイズ本部等

2. 事業全体概要

事業全体概要

- 2019年10月より9か月間（2020年6月まで）
- 登録された決済事業者を通じて、消費者還元・加盟店補助を実施



2. 事業全体概要

補助の概要

- 予算額 2,798億円（2019年度予算）
- 消費者向け、加盟店向け、決済事業者向けの補助を実施

消費者向け

- ✓ 消費者還元率 **5%**
- ✓ フランチャイズ等の場合は消費者還元率 **2%**

加盟店向け

- ✓ 加盟店手数料の**1/3**補助
 - 加盟店手数料率3.25%以下への引下げが条件
- ✓ 端末の無償提供
 - 1/3を決済事業者が負担、2/3を国が補助

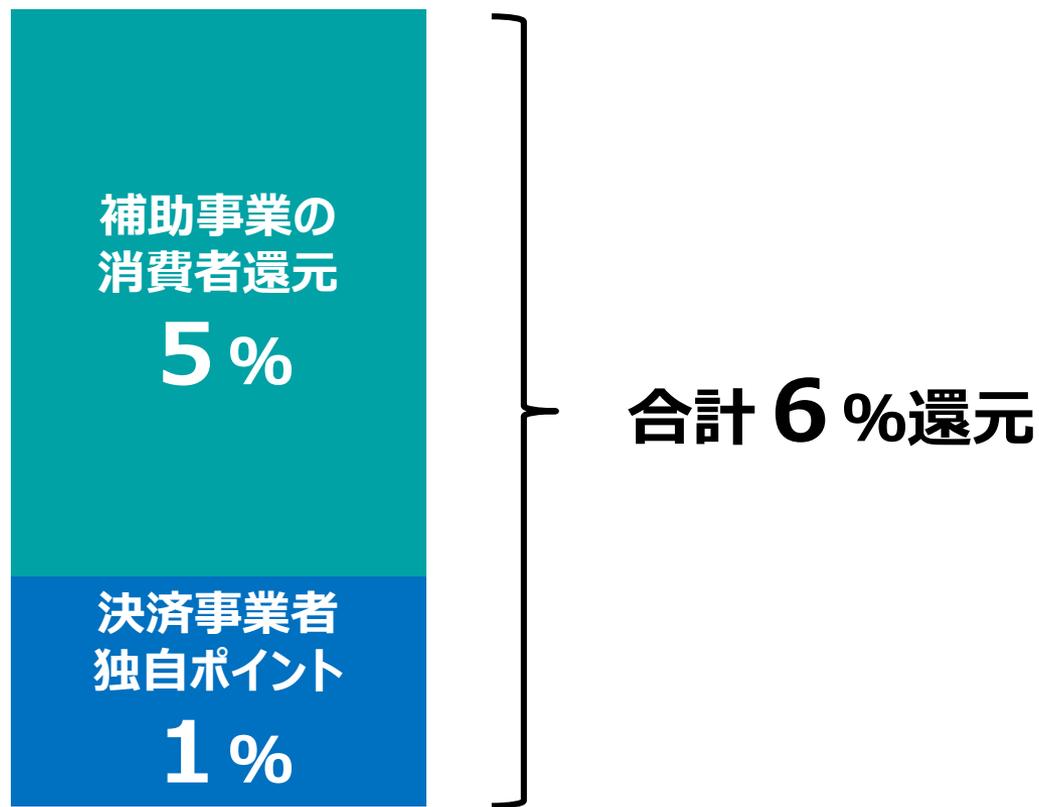
決済事業者
向け

- ✓ 決済端末調達額の**2/3**補助
- ✓ 事業実施に追加的に必要な費用を**10/10**補助

<参考> 独自ポイントとの関係

P.5

- 決済事業者の独自ポイントがある場合、**追加して5%**(FC等は2%)の還元を実施



2. 事業全体概要

2019年度事業と2020年度事業について

- 決済事業者の登録は2020年度事業も継続
- 補助金は各々単年度予算のため、各事業各年度への申請が必要

2019年度

2020年度

決済事業者登録

【2019年度予算】

- ・ 事務経費補助申請
- ・ 端末補助申請
- ・ 消費者還元補助申請
- ・ 手数料還元補助申請

(期間延長予定)

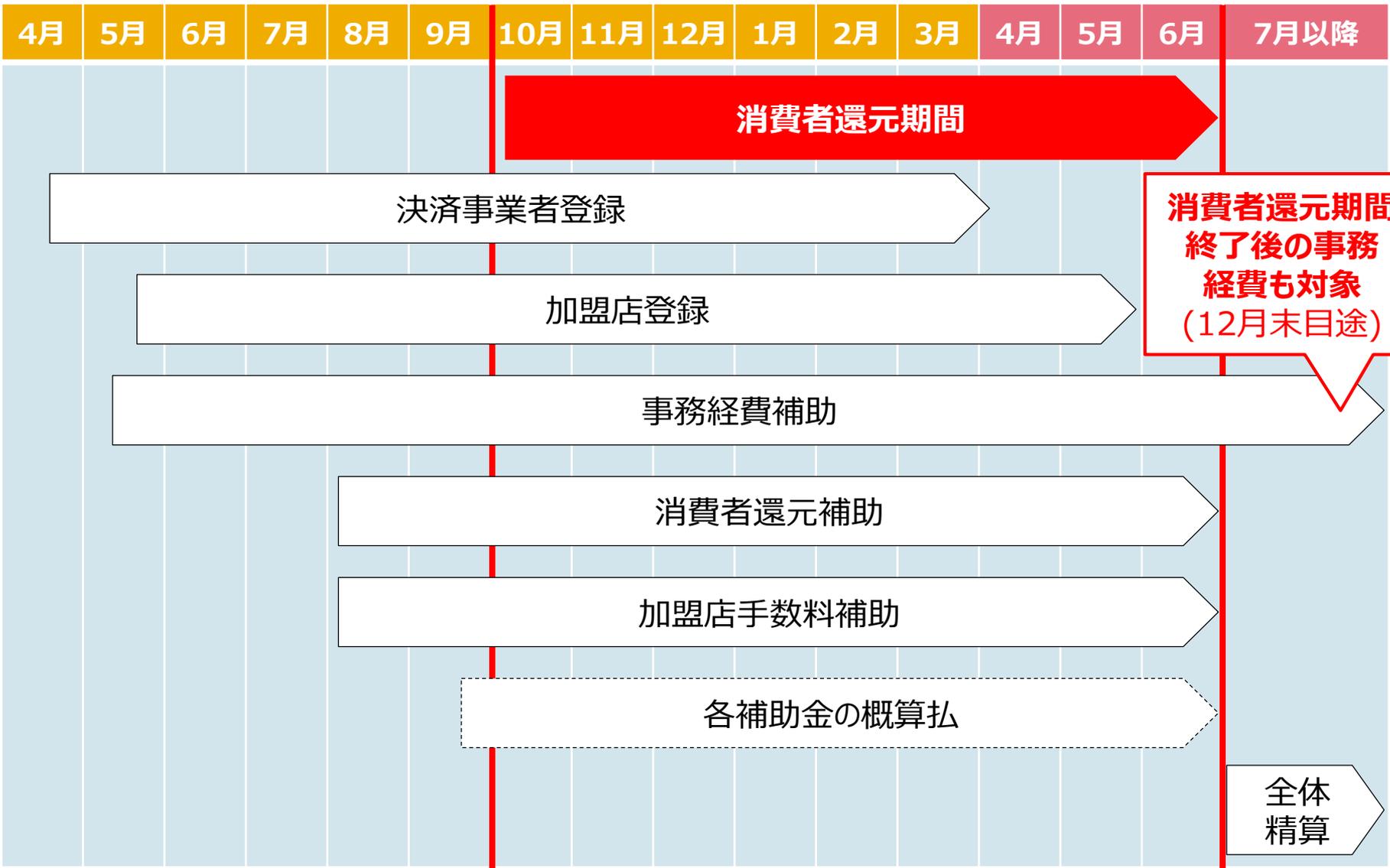
【2020年度予算】

- ・ 事務経費補助申請
- ・ 端末補助申請
- ・ 消費者還元補助申請
- ・ 手数料還元補助申請

事業全体スケジュール

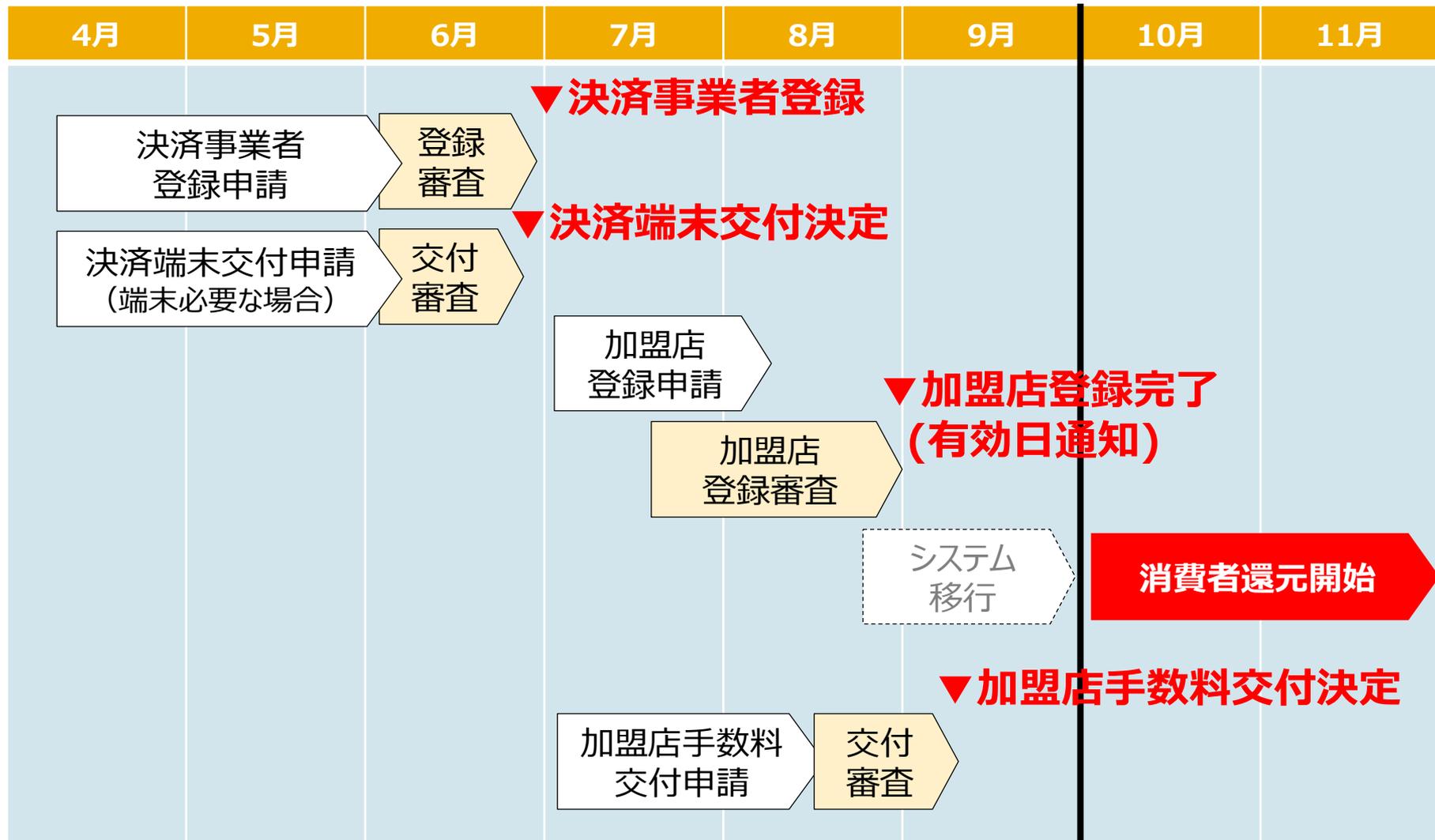
2019年度

2020年度



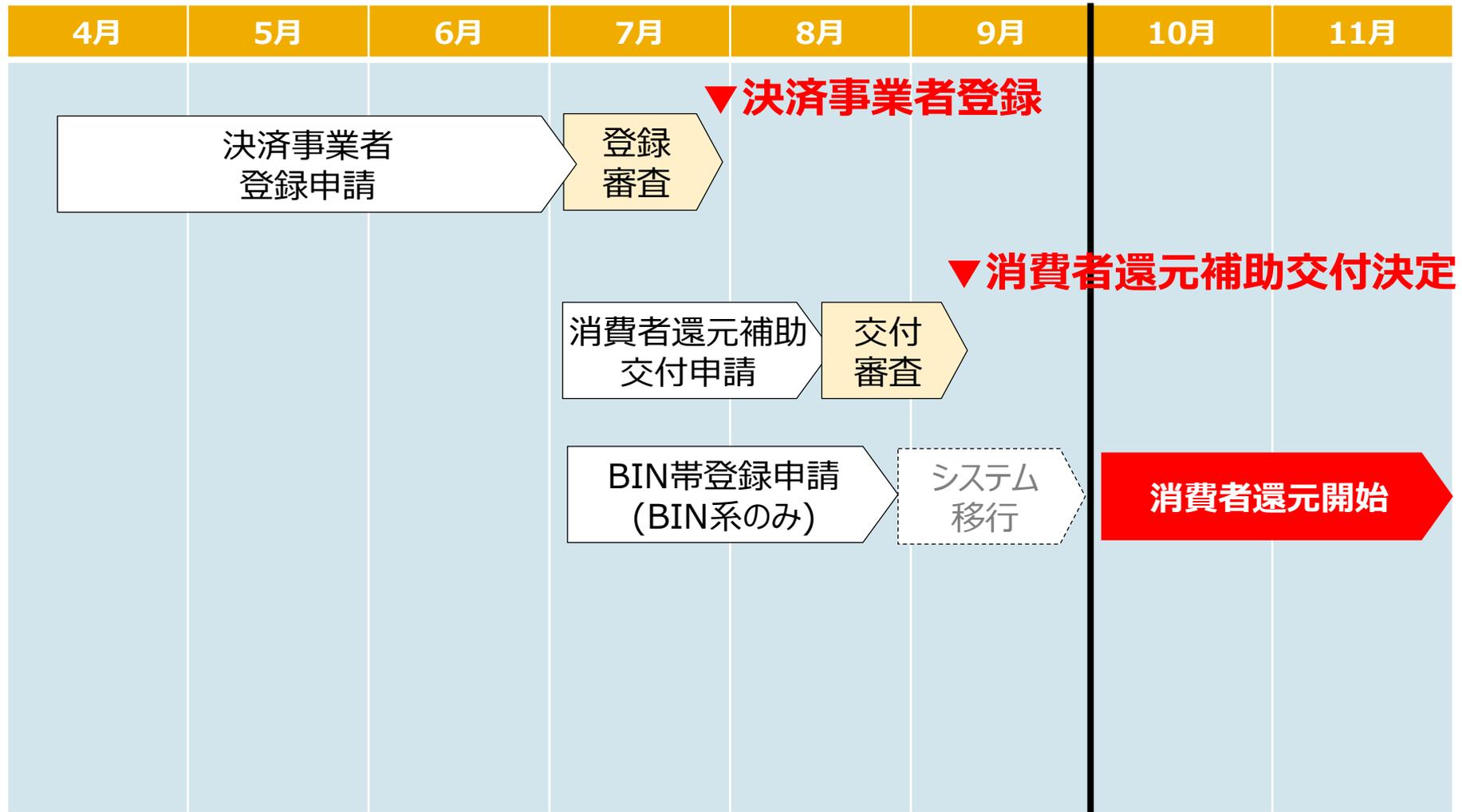
<B型> 10/1から消費者還元を開始するためには？

➤ 各種申請に不備がない場合のスケジュール（目安・申請受付状況によって変動）



<A型> 10/1から消費者還元を開始するためには？

➤ 各種申請に不備がない場合のスケジュール（目安・申請受付状況によって変動）



3. 各事業の概要

各種補助事業の概要

➤ 本事業で実施する補助は4事業（詳細は後述）

補助事業	補助対象経費	補助率	補助対象事業者		
			A型	B型	準B型
消費者還元補助	登録された中小・小規模事業者で実施した消費者還元費用	10/10	○	△ ※1	△ ※1
決済端末補助	加盟店に設置した端末の決済事業者調達費用	2/3	×	○	△ ※2
加盟店手数料補助	加盟店が負担した加盟店手数料	1/3	×	○	○
事務経費補助	本事業実施のために「追加的に」必要な経費	10/10	○	○	×

※1 購買金額からの差し引きによる還元の実施を行う場合は、B型・準B型事業者が消費者還元分を申請する

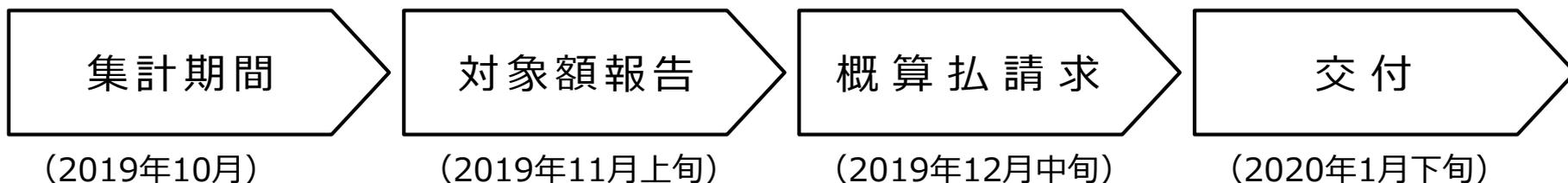
※2 準B型事業者自身が中小・小規模事業者の場合に限る

3. 各事業の概要

補助金交付スケジュール（概算払）

➤ 1ヵ月単位の場合

- 2019年10月（集計期間①）に集計した場合



- 補助金交付スケジュール（1ヵ月単位の概算払）

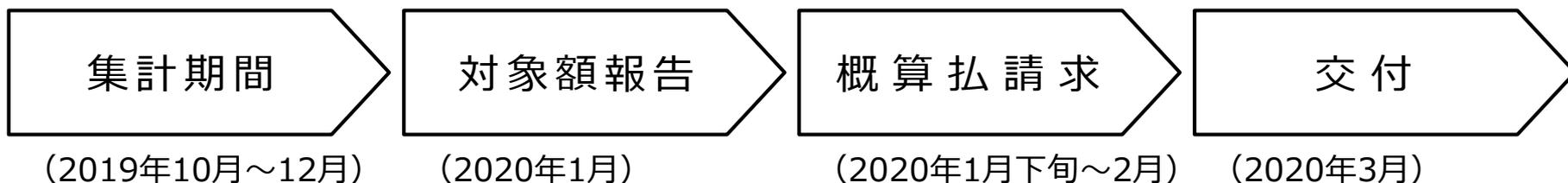
#	集計期間	対象額報告（予定）	概算払請求（予定）	交付（予定）
①	2019年10月	2019年11月上旬	2019年12月中旬	2020年1月下旬
②	2019年11月	2019年12月上旬	2020年1月中旬	2020年2月下旬
③	2019年12月	2020年1月上旬	2020年2月中旬	2020年3月下旬
④	2020年1月	2020年2月上旬	2020年3月中旬	2020年4月下旬
⑤	2020年2月～3月	2020年4月上旬	2020年5月中旬	2020年6月下旬
⑥	2020年4月	2020年5月上旬	2020年6月中旬	2020年7月下旬
⑦	2020年5月	2020年6月上旬	2020年7月中旬	2020年8月下旬
⑧	2020年6月～7月	2020年8月上旬	2020年9月中旬	2020年10月下旬

3. 各事業の概要

補助金交付スケジュール（概算払）

➤ 3ヵ月単位の場合

- 2019年10月～12月（集計期間①）に集計した場合



- 補助金交付スケジュール（1ヵ月単位の概算払）

#	集計期間	対象額報告（予定）	概算払請求（予定）	交付（予定）
①	2019年10月～12月	2020年1月	2020年1月下旬～2月	2020年3月
②	2020年1月～3月	2020年4月	2020年4月下旬～5月	2020年6月
③	2020年4月～6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月～10月上旬

2. 事業全体概要

対象となるキャッシュレス決済手段（再掲）

- 一般的な購買に、**繰り返し利用**できる**電子的**な決済手段

電子マネー

（流通系／交通系など）

デビットカード

（ブランドデビット/Jデビット）

モバイルウォレット・QRコード

（スマホ、携帯電話等）

クレジットカード

（銀行系／信販系など）

4. 公募するキャッシュレス決済事業者

決済事業者の種類・定義（再掲）

➤ 本事業で定義する決済事業者は3種類

A型
決済事業者**キャッシュレス発行事業者**

- ✓ 登録された中小・小規模事業者において
キャッシュレス決済で購買を行った消費者に対し、
ポイント還元等の消費者還元を実施する事業者

イシュー等

B型
決済事業者**キャッシュレス加盟店支援事業者**

- ✓ 中小・小規模事業者に対して、必要に応じて
キャッシュレス決済手段を提供し、本事業への参加
申請を受け付け、補助金事務局に登録を行う事業者

アクワイアラ等

準B型
決済事業者**キャッシュレス加盟店管理事業者**

- ✓ B型決済事業者と連携し、商業施設等の
テナント等とのみ加盟店契約を締結する事業者
であって、補助金事務局に登録を行う事業者

ショッピングモール
フランチャイズ本部等

4. 公募するキャッシュレス決済事業者

<参考> 自らの店舗で使用できるハウスカードの場合

- A兼B型決済事業者で登録いただき、自らの店舗を加盟店として登録する必要有

A型
決済事業者

+

B型
決済事業者

↓ 登録

加盟店

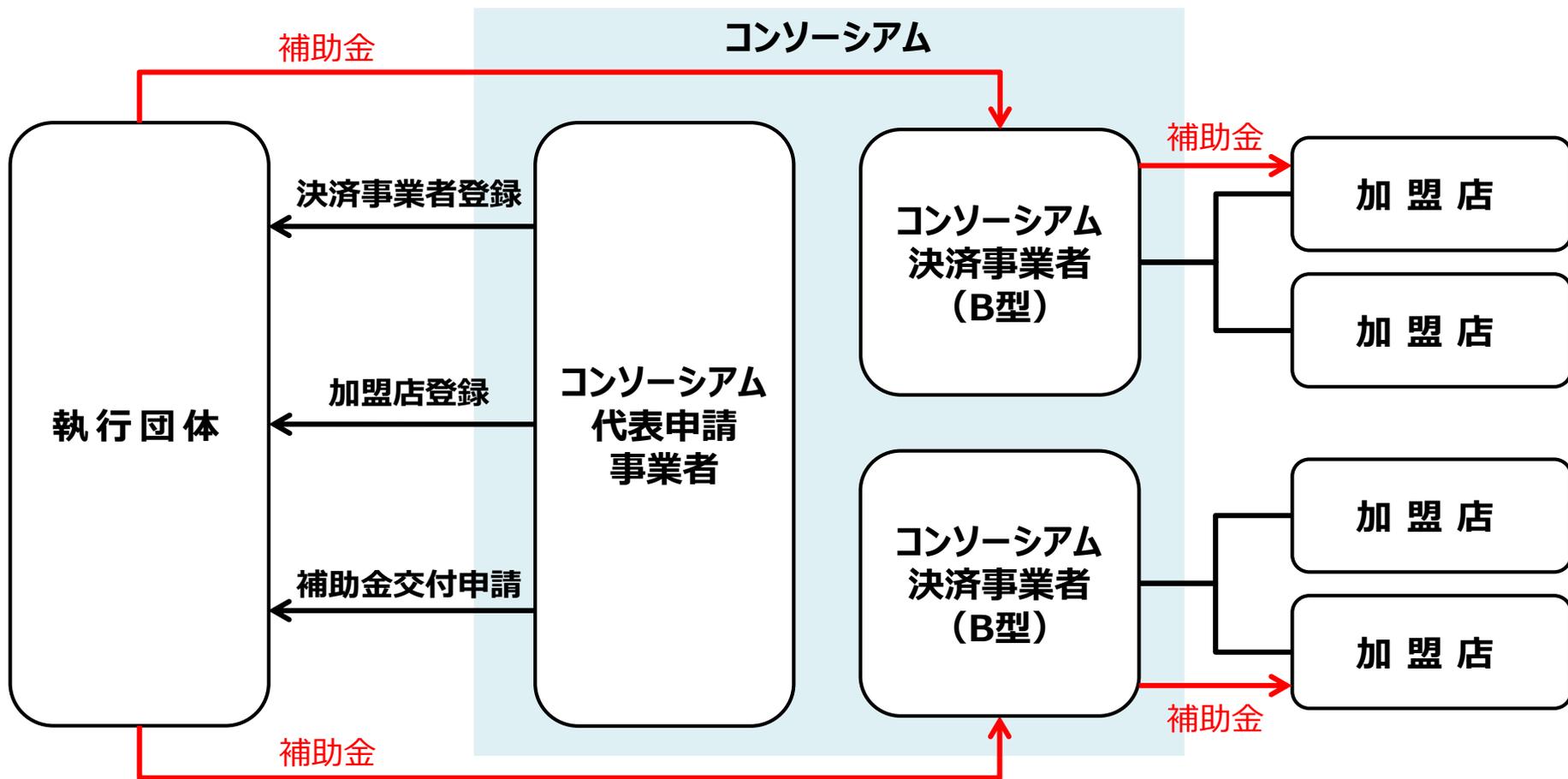
✓ ハウスカードの発行事業者

✓ 自らの加盟店の登録事業者

✓ 登録したハウスカードを利用できる加盟店

4. 公募するキャッシュレス決済事業者 コンソーシアム代表申請者

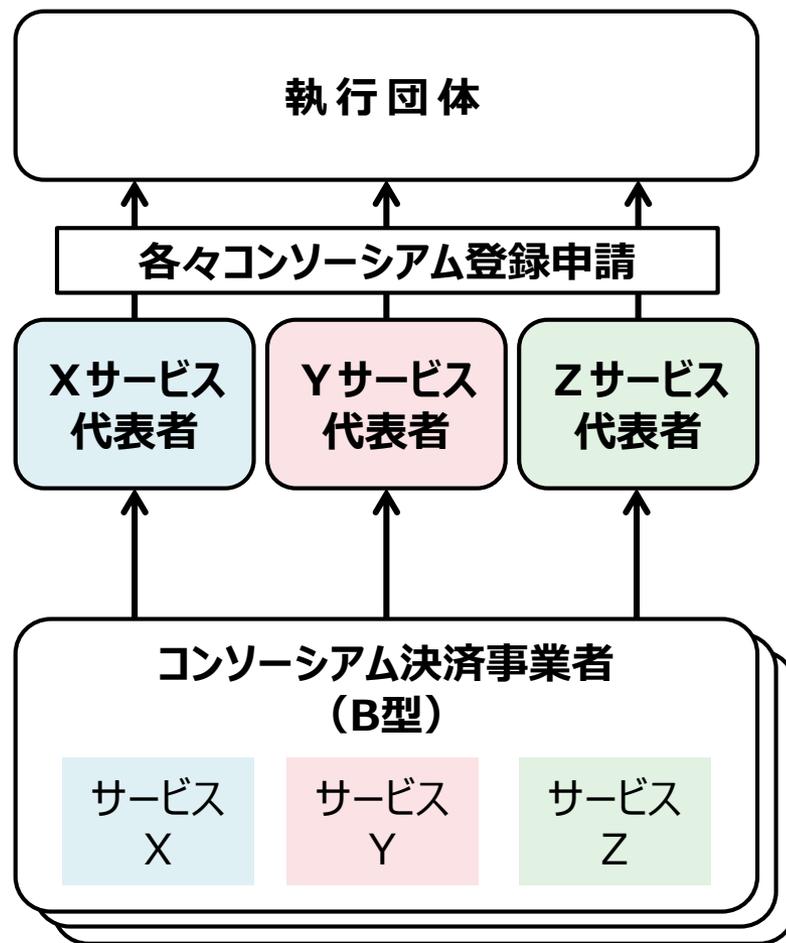
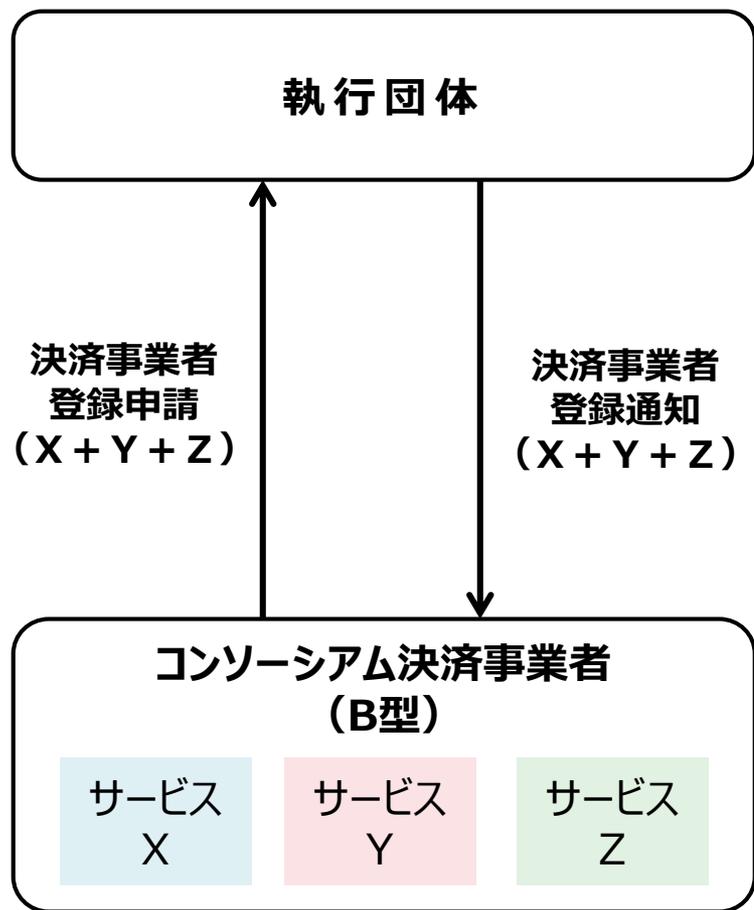
- A型・B型決済事業者を代表し、登録申請等を取りまとめて実施する事業者
- 決済事業者でなくとも対応可能
- 各種申請はまとめて実施するが、補助金の交付は決済事業者に直接振込



4. 公募するキャッシュレス決済事業者

複数のコンソーシアムへ参加する場合

- まずは決済事業者が複数の決済サービスを直接執行団体へ登録
- 登録後、各代表申請事業者からコンソーシアム申請

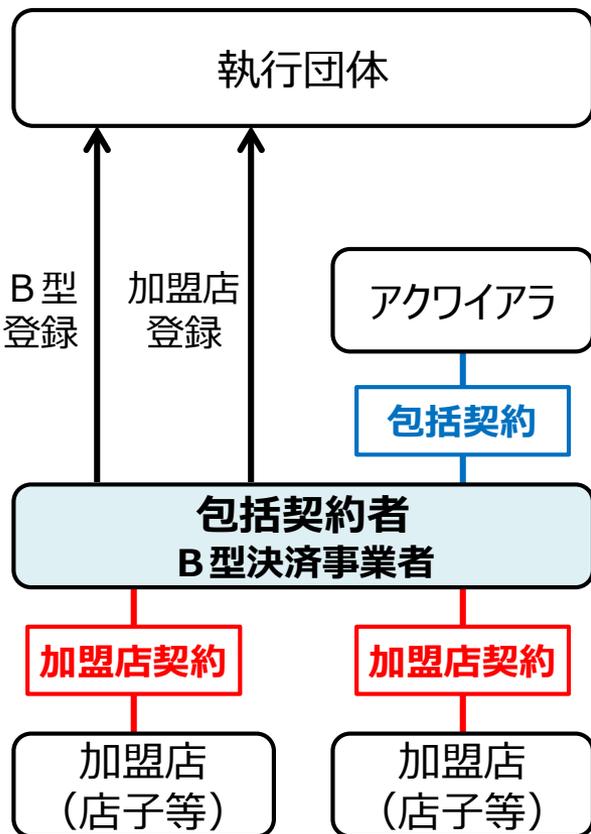


4. 公募するキャッシュレス決済事業者 包括契約を締結している場合

➤ 下記3種類の制度参加方法が存在

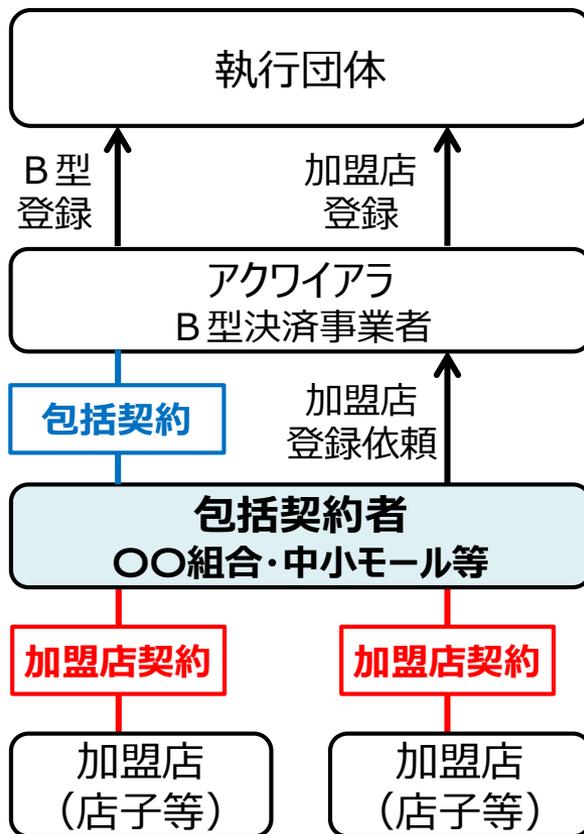
① B型として登録

- ✓ B型要件を満たす場合のみ
- ✓ 事務経費、端末補助有



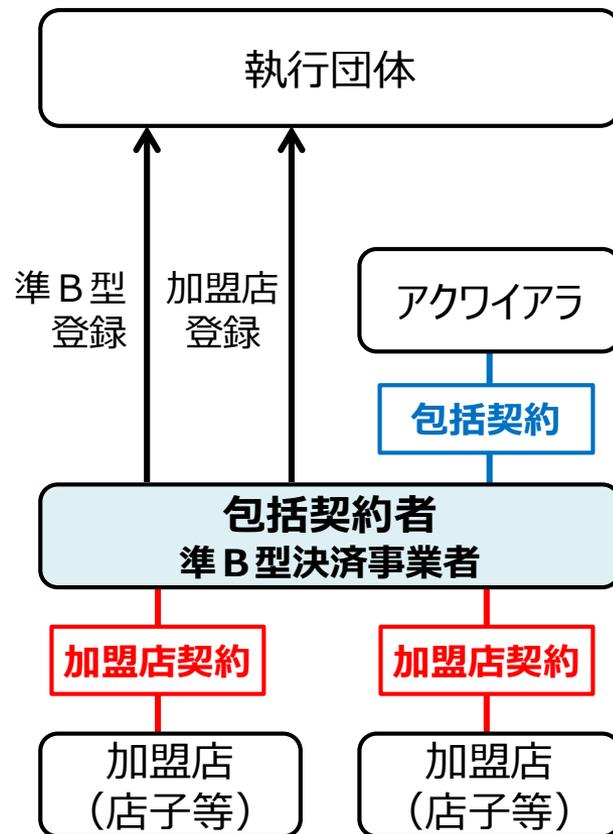
② B型事業者を通じて登録

- ✓ B型に契約内容開示要



③ 準B型として登録

- ✓ コンビニ・モール等が該当
- ✓ 事務経費、端末補助*なし

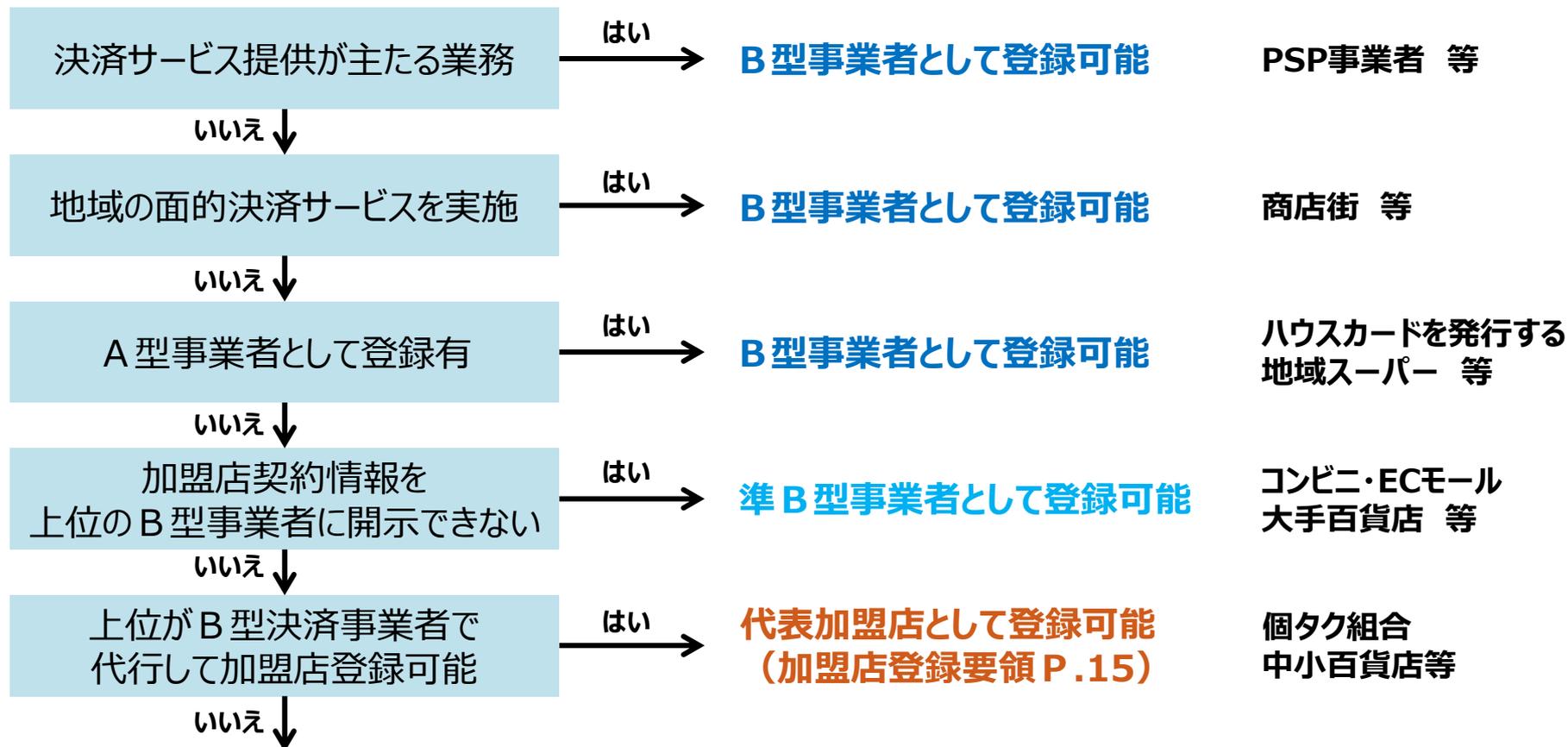


※準B型が中小事業者の場合は端末補助有

4. 公募するキャッシュレス決済事業者

B型と準B型の整理

➤ B型・準B型として登録するか、代表加盟店として登録するか



- ① B型事業者として登録してもらう
- ② 登録可能なB型事業者と契約を再締結
- ③ 自らが準B型事業者として登録

4. 公募するキャッシュレス決済事業者

キャッシュレス決済事業者の要件

➤ 以下の①～⑫すべてを満たす必要有

- ① キャッシュレス決済事業者としての認可（みなし認可含む）
- ② 主として、日本に居住する者を対象としたキャッシュレス決済サービス
- ③ 加盟店向けサービスの提供（B型決済事業者のみ）
- ④ 日本国内通貨・口座の利用
- ⑤ セキュリティの担保
- ⑥ 安定的な事業基盤
- ⑦ 円滑な事業執行を行う体制
- ⑧ 経済産業省指名停止措置 非該当
- ⑨ 暴力団等の反社会的勢力と関係がないこと
- ⑩ 法令順守上の問題を抱えている事業者ではないこと
- ⑪ 情報公開への同意
- ⑫ 宣誓事項へ同意

4.2 キャッシュレス事業者の要件

① キャッシュレス決済事業者としての認可

➤ 以下の（ア）～（エ）いずれかを満たす必要有

（ア）割賦販売法

- 包括信用購入あっせん業者の登録を受けた事業者 又は
- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者

（イ）資金決済法

- 前払式支払手段発行者 又は
- 資金移動業者

（ウ）資金決済法

- 銀行等 かつ
- 為替取引に必要な免許を受けた事業者

（エ）日本に居住する消費者に対するキャッシュレス決済サービス及びこれに付随したポイント還元等の消費者還元を行うことが可能な事業者

- ハウスカード等を発行している小売店等（資金決済法基準未済）

4.2 キャッシュレス事業者の要件

②主として、日本に居住する者を対象としたキャッシュレス決済サービス

- 明らかに日本に居住する者を対象としているサービスは証憑不要
- 申請内容に応じて判断

4.2 キャッシュレス事業者の要件

③加盟店向けサービスの提供（B型決済事業者のみ）

➤ 以下の（ア）～（エ）いずれかを満たす必要有

（ア）加盟店向け決済サービス提供が主たる事業

- PSP事業者等

（イ）面的なキャッシュレスサービス提供

- 商店街等

（ウ）A型事業者としての登録

- ハウスカード発行小売店等

（エ）B型決済事業者として本事業の実施を行うことがふさわしいと補助金事務局が判断する事業者

4.2 キャッシュレス事業者の要件

④ 日本国内通貨・口座の利用

➤ 以下の（ア）～（ウ）いずれかを満たす必要有

（ア）以下の貨幣・銀行券で入金可能なキャッシュレス決済サービスの提供

- 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第4条に基づき発行される貨幣
- 日本銀行法第46条第1項の規定により日本銀行が発行する銀行券

（イ）日本に所在する金融機関の口座を利用したキャッシュレス決済サービスの提供

（ウ）4.2①の（ア）～（イ）に該当する事業者の決済サービスを利用したキャッシュレス決済サービスの提供

4.2 キャッシュレス事業者の要件

⑤セキュリティの担保

- 取り扱う決済サービスに応じてセキュリティの担保必要
 - ◆ クレジットカード番号を非保持化せずに扱う事業者
 - PCIDSS
 - ◆ 個人情報を扱う事業者
 - JIS Q 15001
 - ISO/IEC 27001 等
 - ◆ その他、会社で規定している情報セキュリティポリシー等での担保等

4.2 キャッシュレス事業者の要件

⑫ 宣誓事項への同意

➤ 以下の宣誓事項および不正の取り扱いに関して同意が必要

登録に関する宣誓事項同意

B型決済事業者及び準B型決済事業者用
別紙2-1
年 月 日

一般社団法人キャッシュレス推進協議会 御中

事業者名
代表者氏名 印

キャッシュレス決済事業者登録に関する宣誓事項同意書

当社は、キャッシュレス・消費者還元事業（以下「本事業」という。）におけるキャッシュレス決済事業者としての登録申請にあたり、キャッシュレス決済事業者登録要領（以下「登録要領」という。）をよく読み内容を理解しました。特に次の事項に対し、相違があった場合や遵守できなかった場合は、キャッシュレス決済事業者としての登録が取り消される場合があることや、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が支給できなくなることに同意のうえ、申請いたします。

本事業について、特に重大な以下の点について確認しました。

（制度全体について）

- ① 補助金事務局が登録要領に定める「4.2 キャッシュレス決済事業者の要件」をすべて満たしていなければ本事業におけるキャッシュレス決済事業者として登録されないことを理解しています。
- ② 本事業におけるキャッシュレス決済事業者として登録された場合には、補助金事務局が登録要領に定める「4.3.1 キャッシュレス決済事業者が共通して実施する業務」「4.3.3 B型決済事業者及び準B型決済事業者が実施する業務」をすべからず実施します。
- ③ 本事業に加盟店として参加・登録を希望する中小・小規模事業者からの申請を受け付け、「5 キャッシュレス・消費者還元事業での登録を受け付ける中小・小規模事業者（加盟店）」の要件を満たしているかを確認の上、補助金事務局に参加店舗の登録を行います。
- ④ 暴力団等の反社会的勢力ではなく、反社会勢力との関係を有しておらず、かつ反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていません。
- ⑤ 補助金事務局へ提出した法人やサービスに関連するロゴや画像を、補助金事務局が定めた範囲で使用します。
- ⑥ 補助金事務局に対し本事業の補助金の申請を行う際は、公表されているもしくは今後公表される各交付規程及び公募要領等に規定された内容をよく読んで十分に理解した上で、正しく申請します。
- ⑦ 補助金事務局が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める場合には、補助金事務局が自己及び加盟店の事業所等に立入り調査を行うことを認め、これに協力します。
- ⑧ 全ての提出書類において、申請内容に虚偽や不正はないことを誓います。虚偽や不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかになった場合は、キャッシュレス決済事業者の登録を解除され、また補助金を返還しなければならないことを承諾します。
- ⑨ 補助金事務局との間で、登録要領及びシステム利用規約に基づき、決済事業者が自ら（もしくはシステム会社等に委託して）多様なデータやシステムを連携することが必要であることを理解しており、またそれらを実施できることを約束します。その上で、指定した形式での連携ができない場合には補助金を支給できないことに同意します。
- ⑩ 予算の執行管理のため、日次での取引データの補助金事務局への連携が必要であることを理解し、速滞なく実施します。

不当な取引への対応

平成 31 年 4 月 12 日
一般社団法人キャッシュレス推進協議会

第一章 総則

（目的）

第一条 この「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」（以下「本遵守事項」という。）は、平成31年度政府予算に盛り込まれた「キャッシュレス・消費者還元事業」（以下「本事業」という。）において、間接補助事業者たるキャッシュレス決済事業者として登録を受けるに値する決済事業者の要件を明らかにするために公表された「キャッシュレス決済事業者登録要領」（以下「登録要領」という。）に付随して、登録されたキャッシュレス決済事業者が本事業における不当な取引を抑制し、防止し、又は不当な取引への円滑な事後対応を行うために遵守すべき事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 本事業における「会員」とは、キャッシュレス決済事業者からキャッシュレス決済手段の発行を受け、当該キャッシュレス決済手段を用いて、商品若しくは権利を購入し、又は役務の提供を受ける者をいう。

2 本事業における「加盟店」とは、キャッシュレス決済事業者からキャッシュレス決済手段の提供を受け、当該キャッシュレス決済手段を用いて、商品若しくは権利を販売し、又は役務を提供する事業者をいう。

3 本事業における「不当な取引」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 他人のキャッシュレス決済手段を用いて決済した結果として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 二 架空の売買や、直接又は間接を問わず、自らが販売した商品を同額で再度購入する取引や、客観的事情に照らして取引の実能がないにも関わらず、当該取引を根拠として、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 三 商品若しくは権利の売買又は役務の授受を目的とせず、本事業による消費者還元を受けることのみを目的として、キャッシュレス決済を行い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 四 本事業の対象でない取引を対象であるかのように取り扱い、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 五 本事業の対象取引が取消、解除その他の事由により存在しなくなった、又は現金若しくは本事業の対象外取引である金券等による反対給付が行われたにも関わらず、自己又は他者が本事業における消費者還元に基づく利益を得ること
- 六 本事業の対象でない加盟店が対象であると申告することで、他者に本事業における消費者還元に基づく利益を得させること
- 七 その他公弊により経済産業省から採択された本事業の執行団体である一般社団法人キャッシュレス推進協議会（以下「補助金事務局」という。）が、補助金制度の趣旨に照らして不当であると判断する取引

（留意事項）

第三条 本遵守事項は、登録要領に付随して、本事業における不当な取引への対応について特別に規定したものであり、この登録要領に規定する不当な取引の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日）（以下「補助金適化法」という。）、補助金事務局が定める交付規程、公募要領その他の規程に照らして不適切なものについては厳正な措置がなされる。

4.3 キャッシュレス事業者の業務

A型・B型・準B型共通業務

➤ 以下すべての業務への対応が必要

- ① システム構築・問い合わせ窓口設置
- ② 予測値の提出
- ③ 不当な取引を防止するための措置
- ④ 不当な取引が行われた際の損失分担ルールへの同意
- ⑤ 消費者還元の上限值報告
- ⑥ 調査への協力
- ⑦ 関連資料保管（5年間）
- ⑧ 決済データの日次連携

4.3 キャッシュレス事業者の業務

③ 不当な取引について

- どのような不正取引が想定されているか？

**不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項
参照
(決済事業者登録要領7.5.3.に記載のアドレスに資料請求すること)**

4.3 キャッシュレス事業者の業務

③ 不当な取引について

➤ 決済事業者は何をしなければならいか？

**不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項
参照
(決済事業者登録要領7.5.3.に記載のアドレスに資料請求すること)**

4.3 キャッシュレス事業者の業務

⑤ 上限の設定に関して

- ポイント等の消費者還元について、上限を設定し、補助金事務局へ報告すること。
- この際、上限設定を一律の金額・方法で指定することとはしないが、不当な取引の抑止の観点から、補助金事務局において各決済事業者が設けるルールを確認

A) チャージ額の上限設定

B) 一定期間におけるポイント等 付与への上限設定

C) 一定期間における還元対象決済額への上限設定

等

4.3 キャッシュレス事業者の業務

A型決済事業者業務

➤ 以下すべての業務への対応が必要

- ① 消費者還元の実施
- ② 情報開示への同意
- ③ 消費者の不正に対する返金根拠の規定

4.3 キャッシュレス事業者の業務

B型・準B型決済事業者業務

➤ 以下すべての業務への対応が必要

- ① 中小・小規模事業者の判断と加盟店登録
- ② 消費者還元の実施（即時充当の場合のみ）
- ③ キャッシュレス決済端末の登録（端末が必要な場合のみ）
- ④ キャッシュレス決済端末の無償提供
 - 少なくとも1加盟店につき1台、既存端末がある場合は提供不要
- ⑤ 中小・小規模事業者への支援
- ⑥ 消費者還元期間の加盟店手数料を3.25%以下
- ⑦ 加盟店との有効な契約
- ⑧ 解約時の追加的なコスト非請求
- ⑨ 加盟店手数料の1/3還元
- ⑩ 加盟店向けサービス内容の公開
- ⑪ 加盟店の不正に対する返金根拠の規定
- ⑫ キャンセル・返品時の対応

4.3 キャッシュレス事業者の業務（B型）

⑩加盟店向けサービス公開のイメージ

➤ HPで公開するリスト（個表）のイメージ

●B型決済事業者詳細ページ 公開イメージ

株式会社電子決済

問合せ窓口 TEL : 03-1234-5678 MAIL : taro.yamada@com.gaw

対応可能時間 : 10:00~17:00 (平日のみ)

決済手数料		入金のタイミング		サービス提供エリア
還元実施期間中 (10月~6月)	3.24%	月次一括		
消費者還元期間終了後 (7月以降)	一定期間継続 (2020年6月までに店舗毎に調整)	締日	末日	
還元実施期間前 ※新規の場合 (4月~9月)	店舗毎に調整	支払日	翌月5日	
		振込手数料	10万円以下の場合200円	
		期間中に追加的に発生する費用		
期間終了後に発生する費用		ロール紙代	1箱(10巻):1,980円	営業対象業種
固定費	なし	Web通信費	4,000円/月	
処理手数料	電子マネーセンター接続料:500円/月(電子マネー一種毎に発生)			
対応可能なブランド/サービスと決済手数料				
クレジット	ブランドロゴ	ブランドロゴ	ブランドロゴ	
電子マネー	ブランドロゴ			
対応可能な決済端末				サービスURL
持ち運び可能な端末 (モバイル型)	CL1234 端末画像	CL5678 端末画像	CL4321 端末画像	
その他:備考				
繰り上げ払いサービスを利用可能 (※取扱高に乗じた一定の料率が発生します。)				
サービスURL				
http://denshikessai_toiawase.co.jp/service				

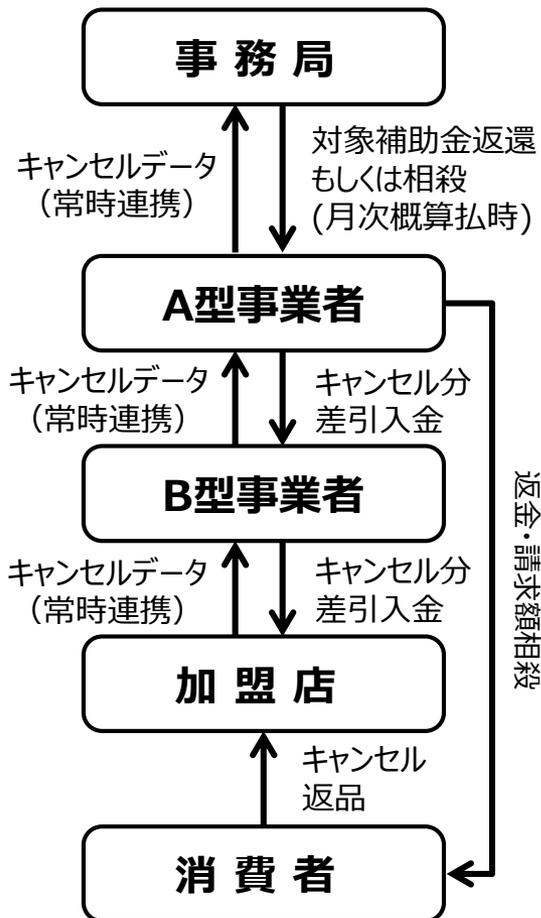
4.3 キャッシュレス事業者の業務

⑫ キャンセル・返品対応について

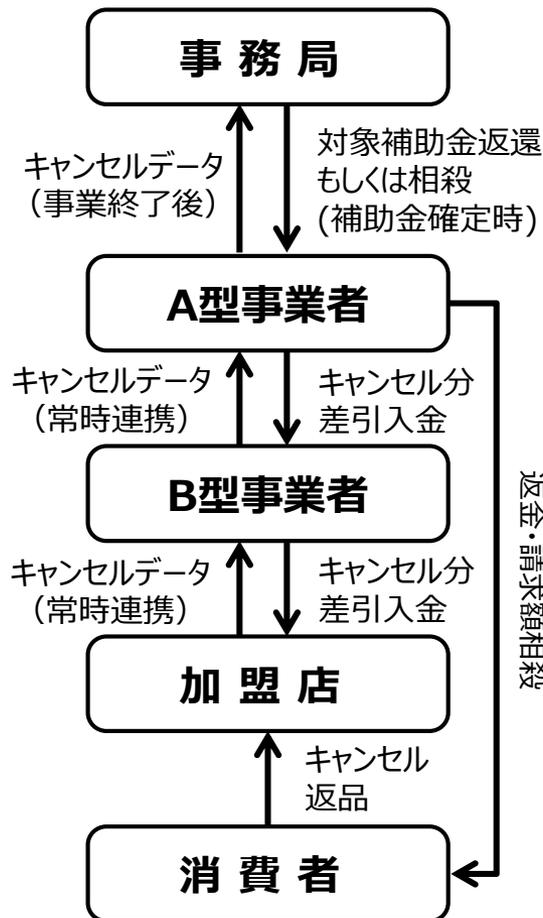
➤ 以下のフローで、キャンセル・返品を報告すること

A) 電文でキャンセル可能な場合

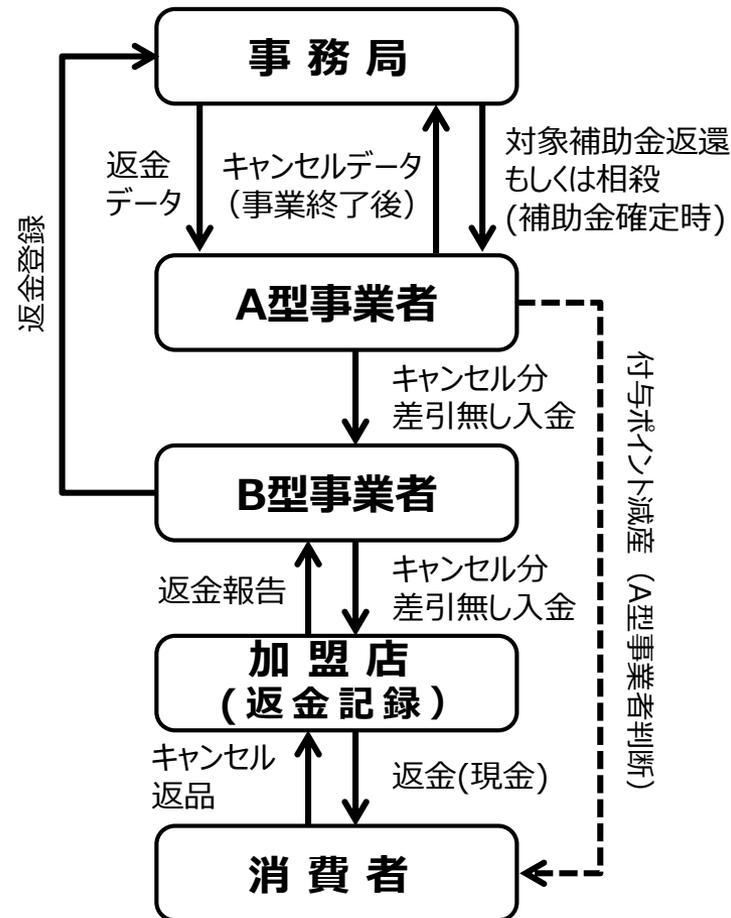
常時取消



期間終了後取消



B) 電文でキャンセル不可能な場合 (期間終了後取消)



5. 加盟店登録

加盟店登録の流れ

➤ 以下の4STEPで加盟店の登録を実施（詳細は後述）

STEP1加盟店情報の
収集

- ✓ 中小・小規模事業者等（以下、「中小事業者」）の判定および基本情報登録を行うために必要な情報を収集

STEP2対象加盟店と
なりうるかの確認

- ✓ 加盟店登録要領に則り、制度参加可能な中小事業者かどうかを判定

STEP3基本情報登録
加盟店ID発行

- ✓ メインシステムに必要情報を登録し、加盟店IDを発行
- ✓ 発行された加盟店IDを、加盟店に連絡

STEP4

契約・端末情報登録

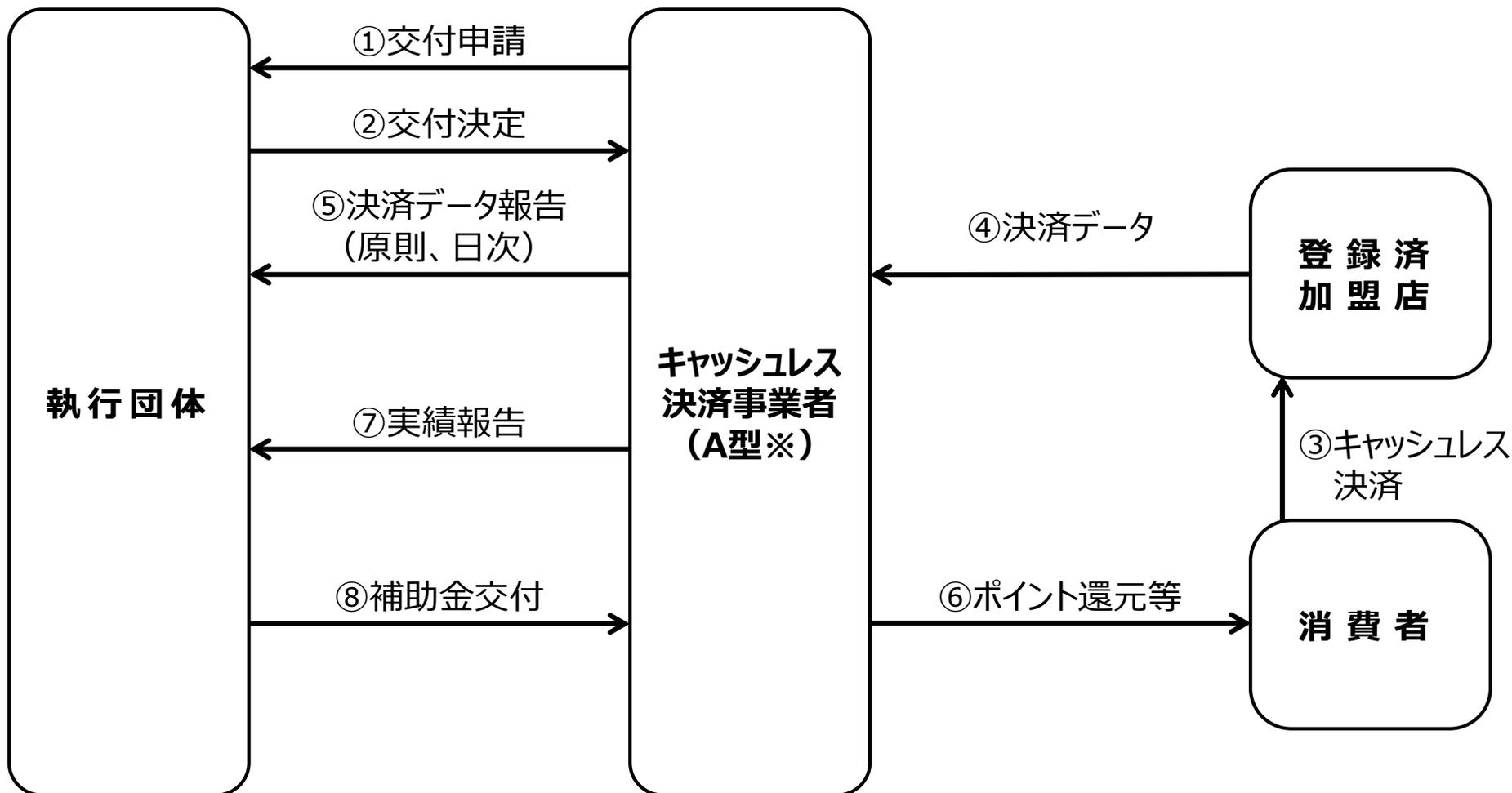
- ✓ 発行された加盟店IDを用いて、契約・端末情報を登録
- ✓ 消費者還元開始日を、加盟店に連絡

加盟店登録完了 → 消費者還元・手数料補助開始

6.1 消費者還元補助

消費者還元補助スキーム

- 決済事業者が消費者に還元を実施した分を補助（10/10）
- 中小・小規模事業者での決済は5%、フランチャイズ等は2%



※ 購買金額からの差し引きによる還元の実施を行う場合は、B型・準B型事業者が消費者還元分を申請する

6.1 消費者還元補助

補助の対象となる消費者還元の方法

➤ ポイント還元を原則とし、やむをえない場合、同等と考えられる方法を例外として認める

原則

- ✓ 決済金額に応じたポイントの付与
- ✓ 前払式支払手段の付与

例外

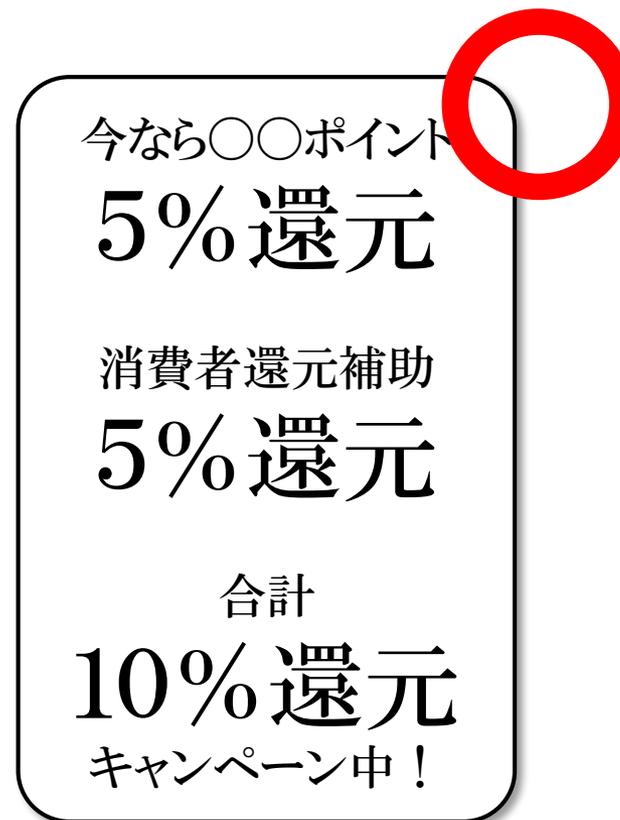
- ① 即時利用ポイントの充当
- ② 口座引き落とし額への充当
- ③ 口座へのポイント相当額の充当（少なくとも1カ月以内）

①～③の方法は、ポイント等による消費者還元の一類型であるため、
「キャッシュバック」「現金還元」といった消費者に誤解を与えるような表示は行わないこと。

6.1 消費者還元補助

ポイント還元の表示方法

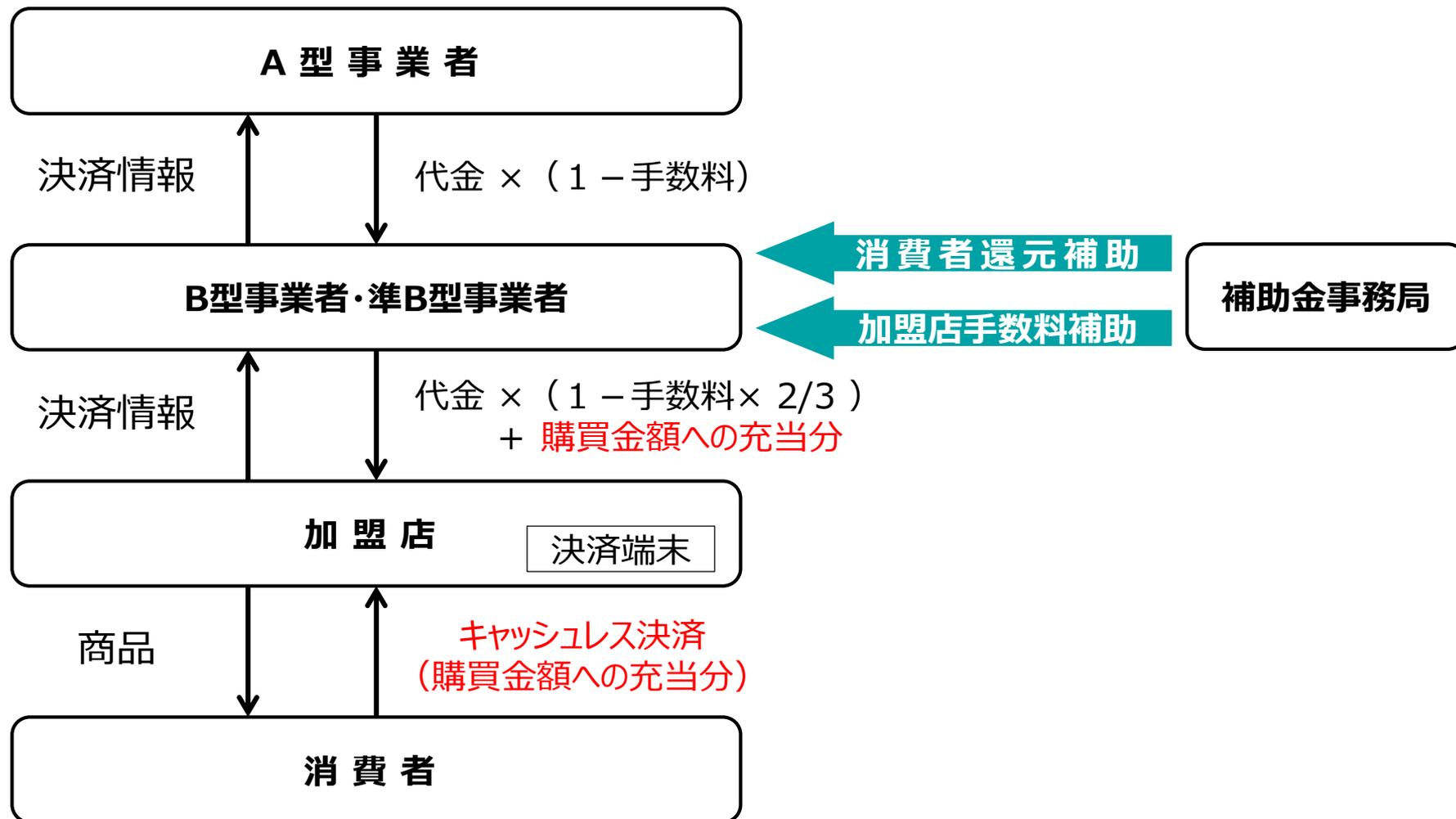
- 本制度で還元されるポイントは、自社で発行するポイントと分けて表示すること
- レシートや会員ポータル等でも分けて表示することが原則



6.1 消費者還元補助

即時ポイント利用の場合

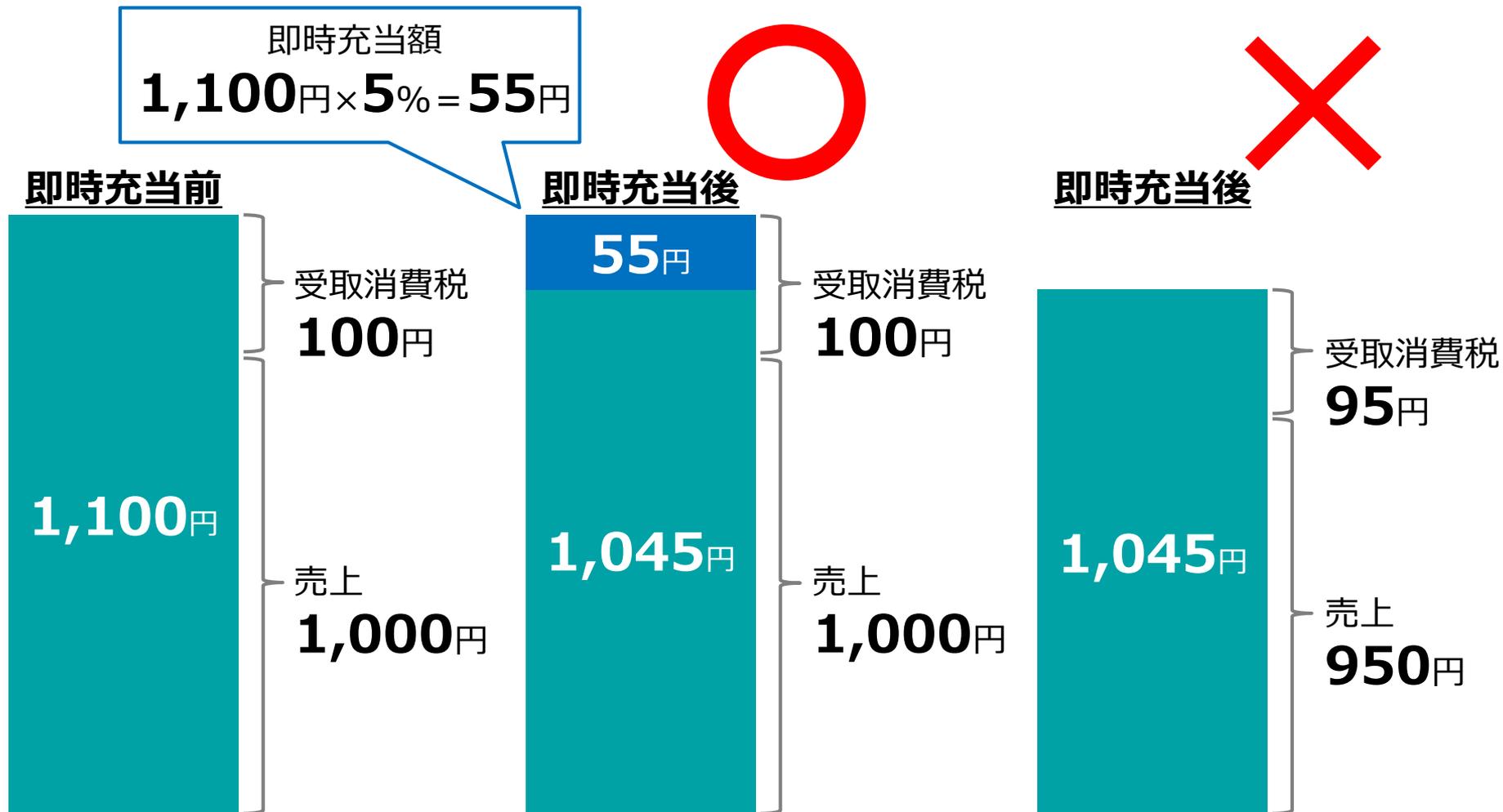
- 即時充当の場合は、B型事業者・準B型事業者が「消費者還元補助」を実施



6.1 消費者還元補助

即時ポイント利用時の売上と消費税の考え方

- 商品を割り引いているのではなく、税込み購買額へのポイント充当
- 加盟店の立場では、売上も受取消費税も減らない



6.1 消費者還元補助

ポイントの利用方法

➤ 下記の日本円で換算可能な利用方法のいずれかを必ず含むこと

(ア) 購買金額に当該ポイント等相当額を充当する方法

(イ) 当該ポイント等相当額を金融機関口座からの引き落とし金額と相殺する方法

又は

消費者の口座に発行したポイント等相当額を付与し、その後の決済に充当する方法

(ウ) ポイントと資金または前払式支払手段との交換

6.1 消費者還元補助

ポイントの補助金算定方法

$$\text{補助金額} = \text{①ポイント単価} \times \text{②期間中のポイント発行数} \times (1 - \text{③ポイント失効率})$$

①ポイント単価

ポイント利用方法(ア)>(イ)>(ウ)の順に、採用可能な1単位のポイント金額換算価値

②期間中のポイント発行数

決済事業者が発行した総ポイント数（キャンセル等除く）

③ポイント失効率**◆失効率が算出できる場合**

過去の当該決済事業者の実績データ（6か月以上の期間のもの）から算出
公認会計士の確認書を求める（合意された手続き（AUP）にもとづくもの）

◆失効率が算出できない場合 ⇒ 国が設定した失効率

- i. 実店舗における利用を主とするポイント：8%
- ii. 実店舗における利用を主としないポイント：40%

6.1 消費者還元補助

キャンセル・加盟店除外時の補助金返還対象範囲

➤ 下記の分類で補助金の返還が発生する場合有

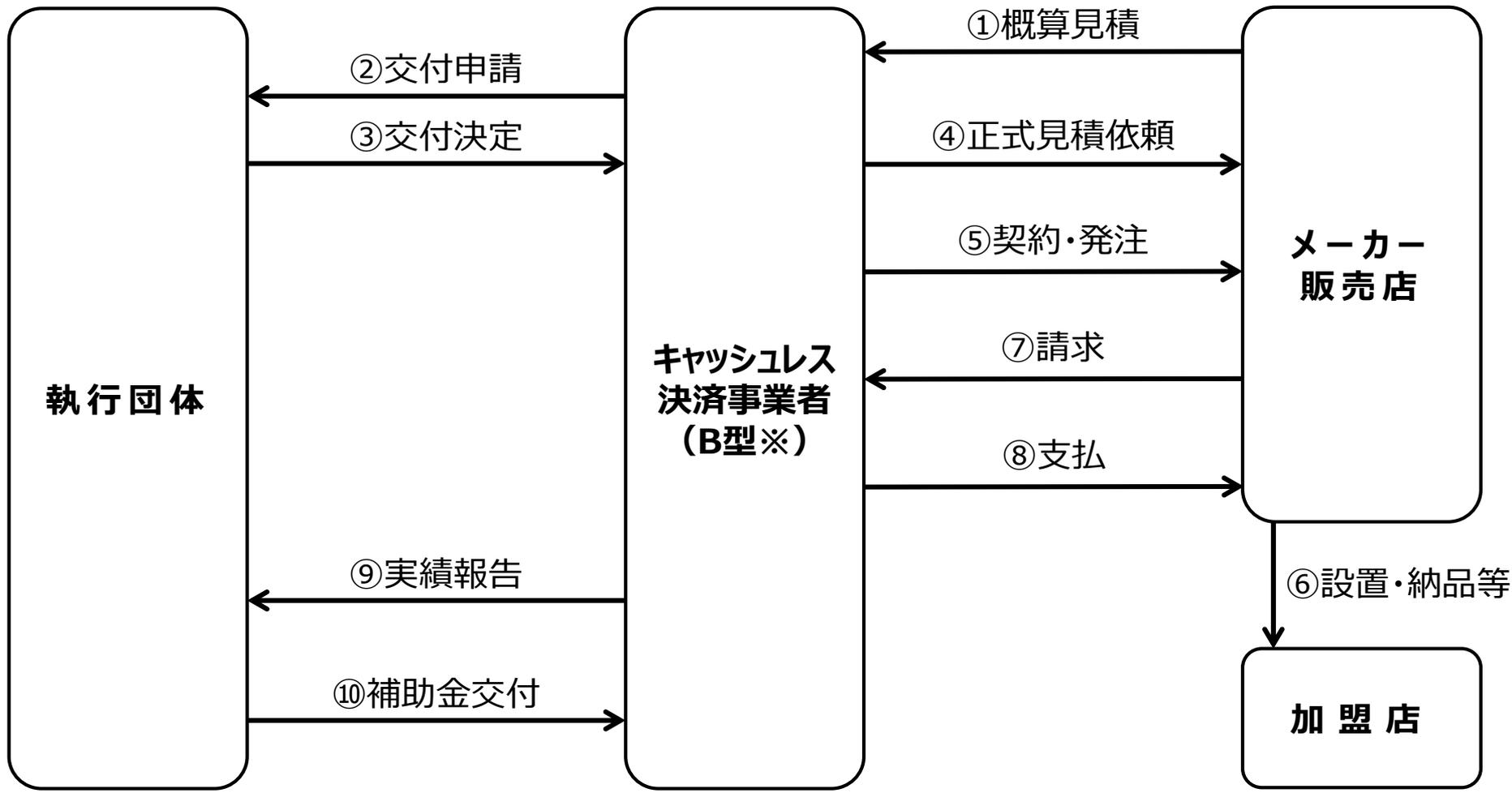
分類		事象(例)	消費者還元補助	加盟店手数料補助	端末補助
不正・違反ではないもの	加盟店側	増資・従業員数増等によって、本事業に定める中小事業者要件を満たさなくなった	返金 ※1	返金 ※1	返金不要
	消費者側	消費者還元を得た決済で買ったもの・サービスを返品・キャンセルした	返金	返金 ※2	返金不要
不正・違反	加盟店側	中小事業者要件等を満たさない事業者であることが発覚した	返金 ※3	返金 ※3	返金 ※3
		加盟店側が、誤って対象外商品(非課税商品等)を決済してしまった	返金 ※4	返金 ※5	返金不要
	消費者側	消費者が、何らかの手段によって不正に消費者還元を得た	返金 ※4	返金不要 ※6	返金不要

- ※1 登録加盟店に該当しなくなった日まで遡って返金(登録加盟店に該当しなくなったことが発覚した日ではない)
- ※2 加盟店が現金で返金し、電文上の決済が残っており、当該決済分の手数料を加盟店が負担している場合は、返金不要
- ※3 登録日まで遡って返金、端末は全額返金
- ※4 当該商品分の消費者還元分のみ返金
- ※5 当該決済金額の加盟店手数料補助分のみ返金
- ※6 加盟店に帰責が無い場合に限る。

6.2 決済端末補助

決済端末補助スキーム

➤ 決済事業者の端末調達額の1/3を補助

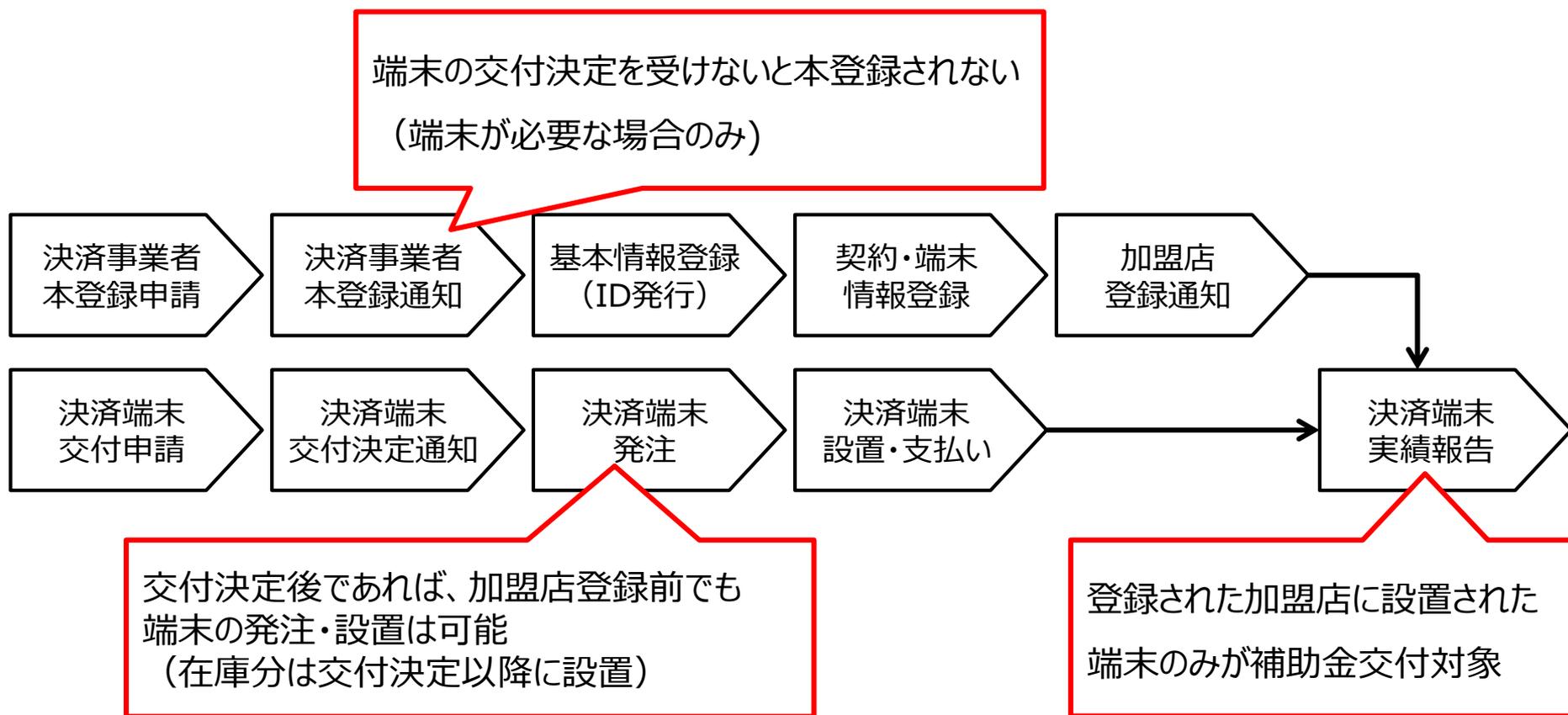


※ 準B型事業者の場合には、準B型事業者自身が中小・小規模事業者の場合に限る

6.2 決済端末補助

加盟店登録と決済端末補助

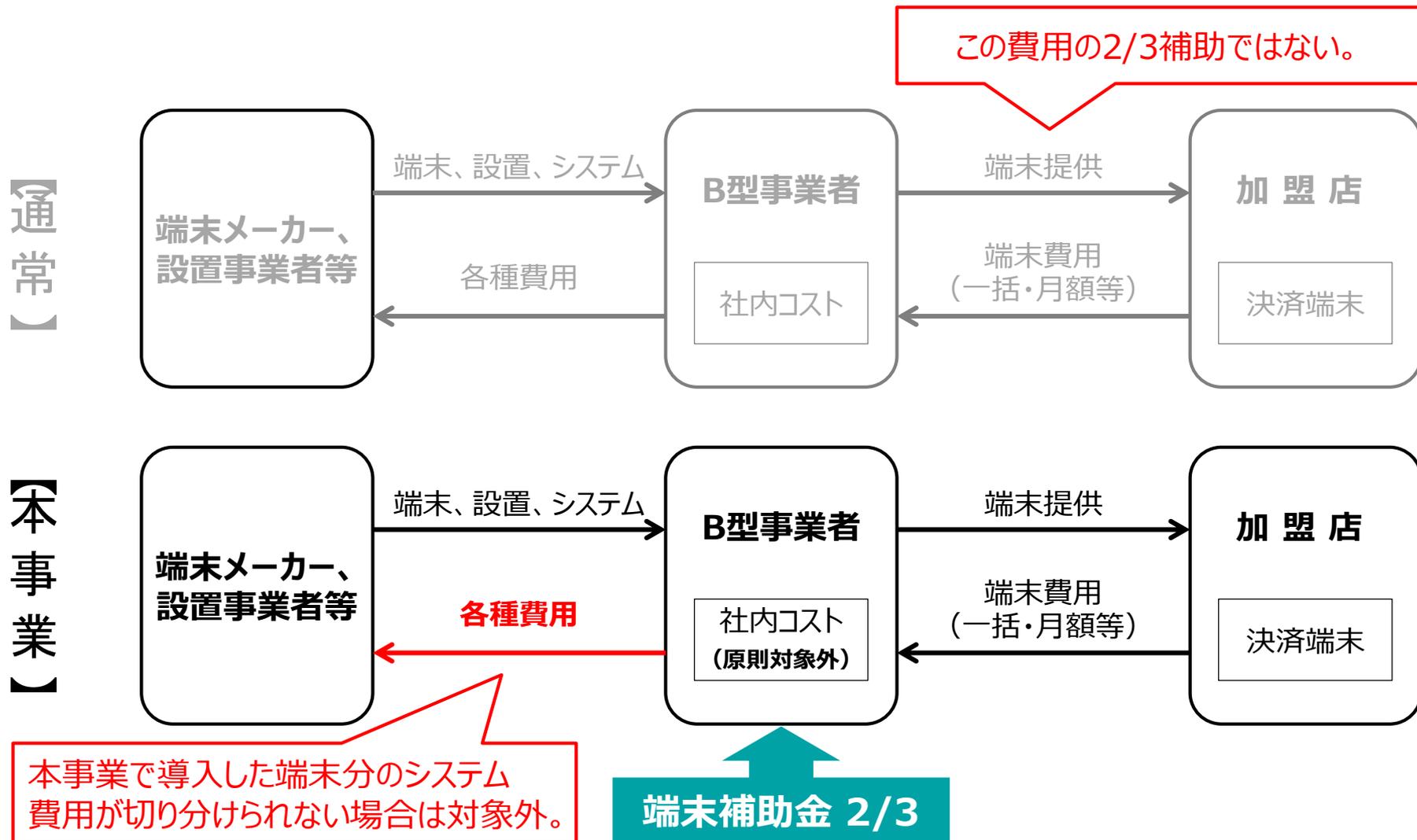
- 加盟店登録前であっても、決済端末補助の交付決定を受けている場合は、加盟店への端末設置は可能



6.2 決済端末補助

補助対象経費は調達費

- B型事業者の調達額が補助対象経費
- 加盟店への提供費用ではない



6.2 決済端末補助 補助対象経費

➤ 以下のような経費が補助対象

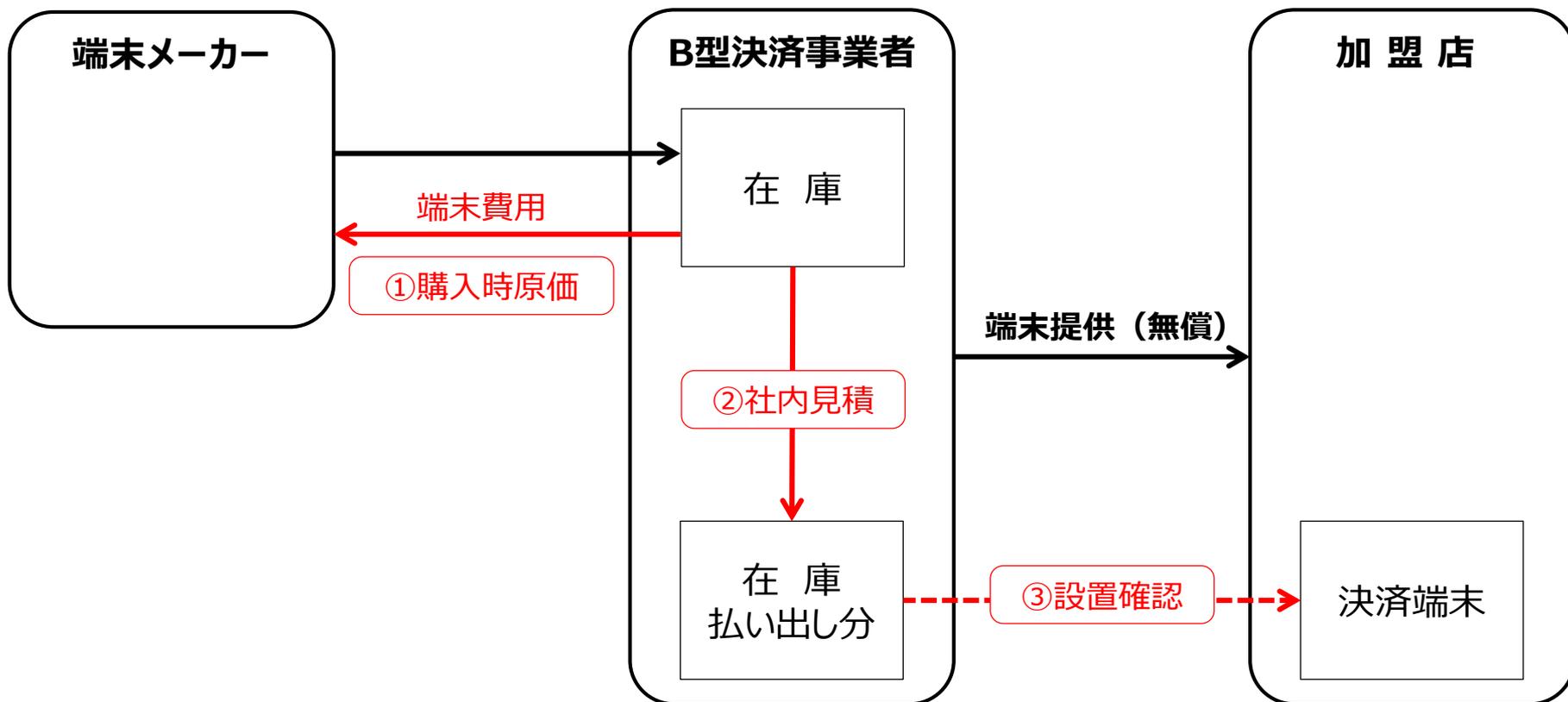
項目			補助率
端末・ 附属品 費用	決済端末 (含ソフトウェア)	下記の機能を有する機器とする ・ 読み取り機能 ・ 決済処理機能 ・ 精算データ作成機能 ・ 精算データ送信機能 ・ 通信機能	2/3 (1/3は決済 事業者負担)
	付属品	・ 決済端末本体機器・ソフトウェアと接続して利用する汎用端末 (PC、スマートフォン、タブレット) ・ 決済情報の読み取りに必要な機器 (バーコードリーダ) ・ 決済端末で電子サインを行うために必要な機器 (サインパッド) ・ 決済価格を表示するために必要な機器 (カスタマーディスプレイ) 等	
その他費用	設置費	・ 本体機器を据付けるために必要な設置費用 (据付・配線工事費) ・ 端末の送料	
	その他	・ システム利用料、アプリの保守費用、電子サイン ・ 電子伝票保管サービスを利用するためのASPサービス利用料 等	

6.2 決済端末補助

在庫の取り扱い

➤ 在庫でも、以下の要件を満たせば補助対象（2018年12月21日以降発注限定）

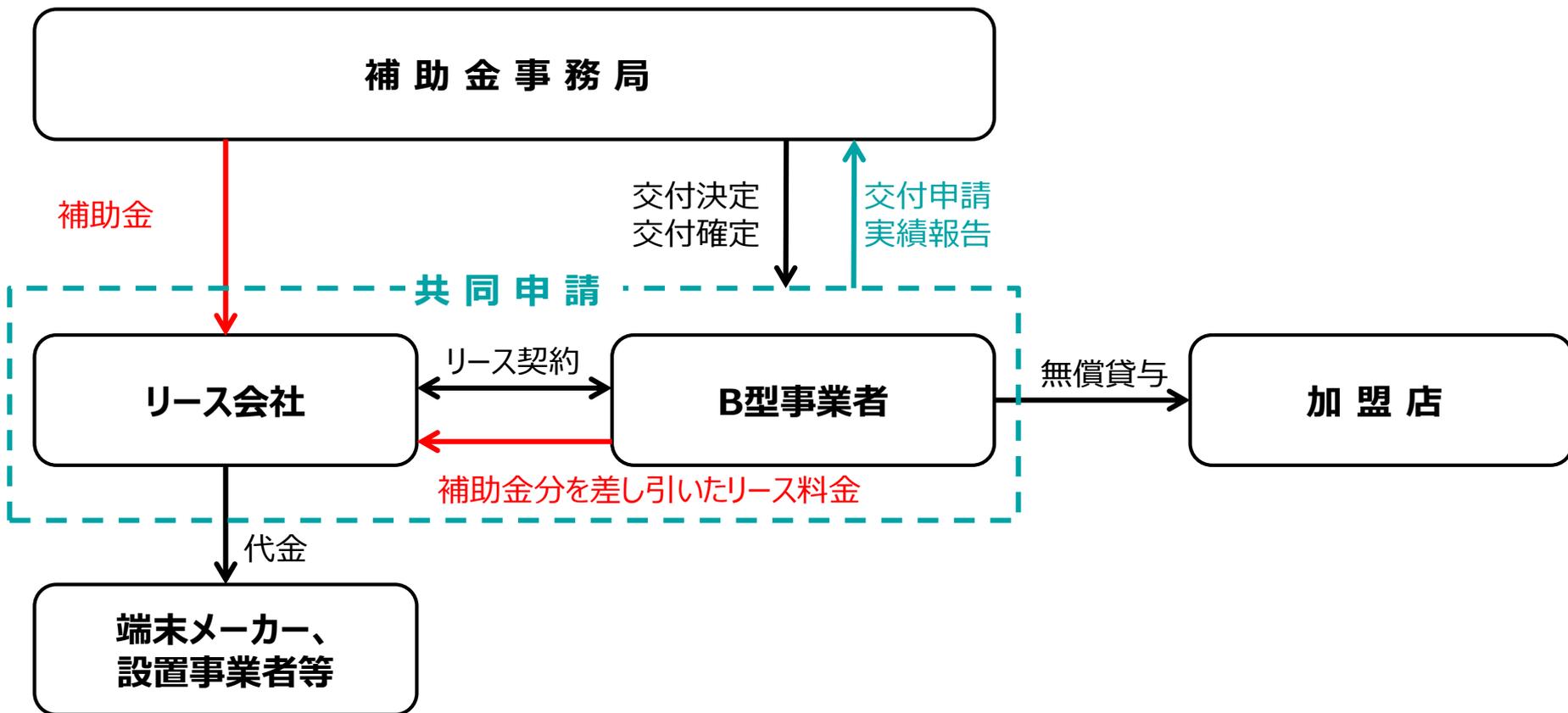
- ① 購入時の原価が証明できる
- ② 加盟店設置分の在庫払い出しに対して社内見積書が発行できる
- ③ **交付決定後に**在庫分を発送・設置のしたことが確認ができる



6.2 決済端末補助

リースの場合

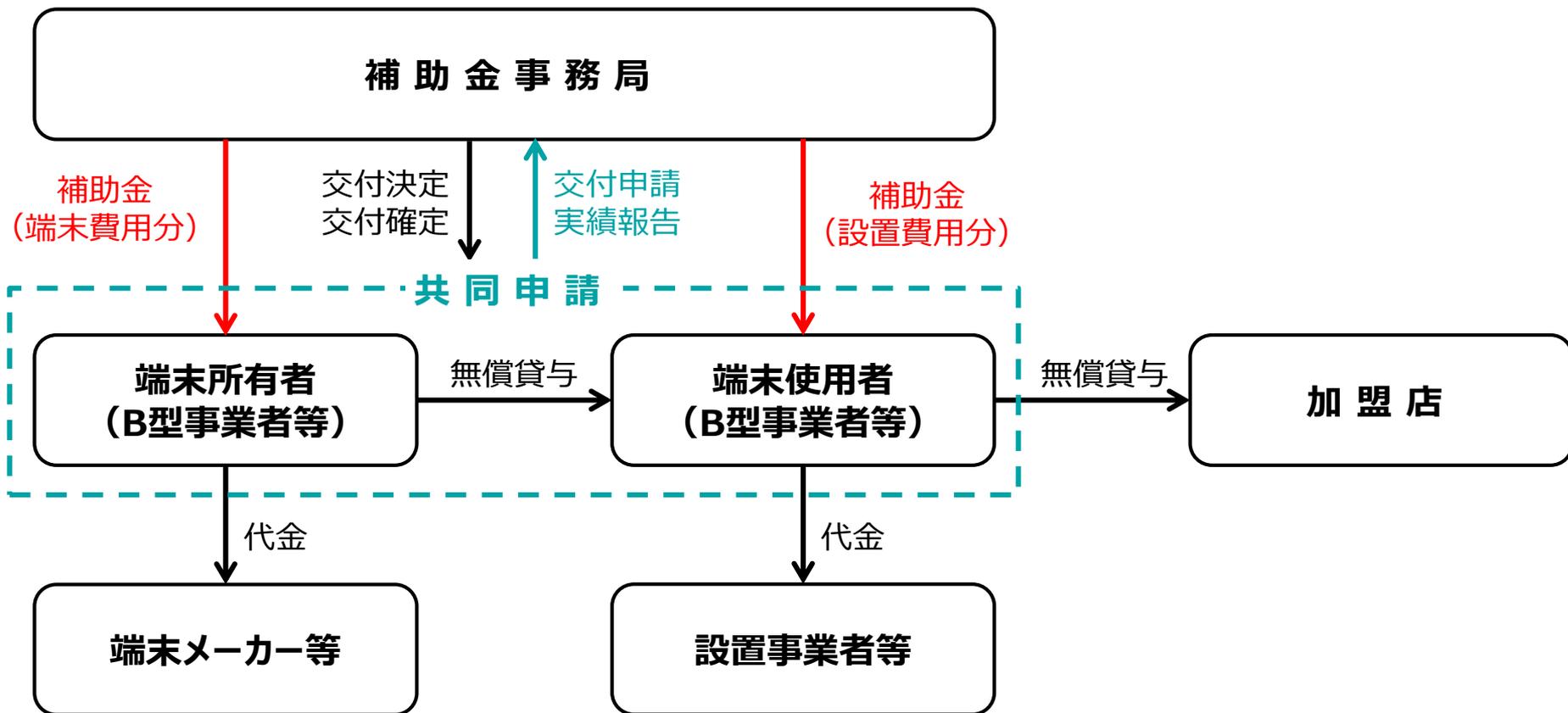
- リースは決済事業者とリース会社が契約する場合のみ有効
- 補助金はリース会社に支払い、リース料金から補助金相当額を差し引く



6.2 決済端末補助

所有者と設置者が異なる場合

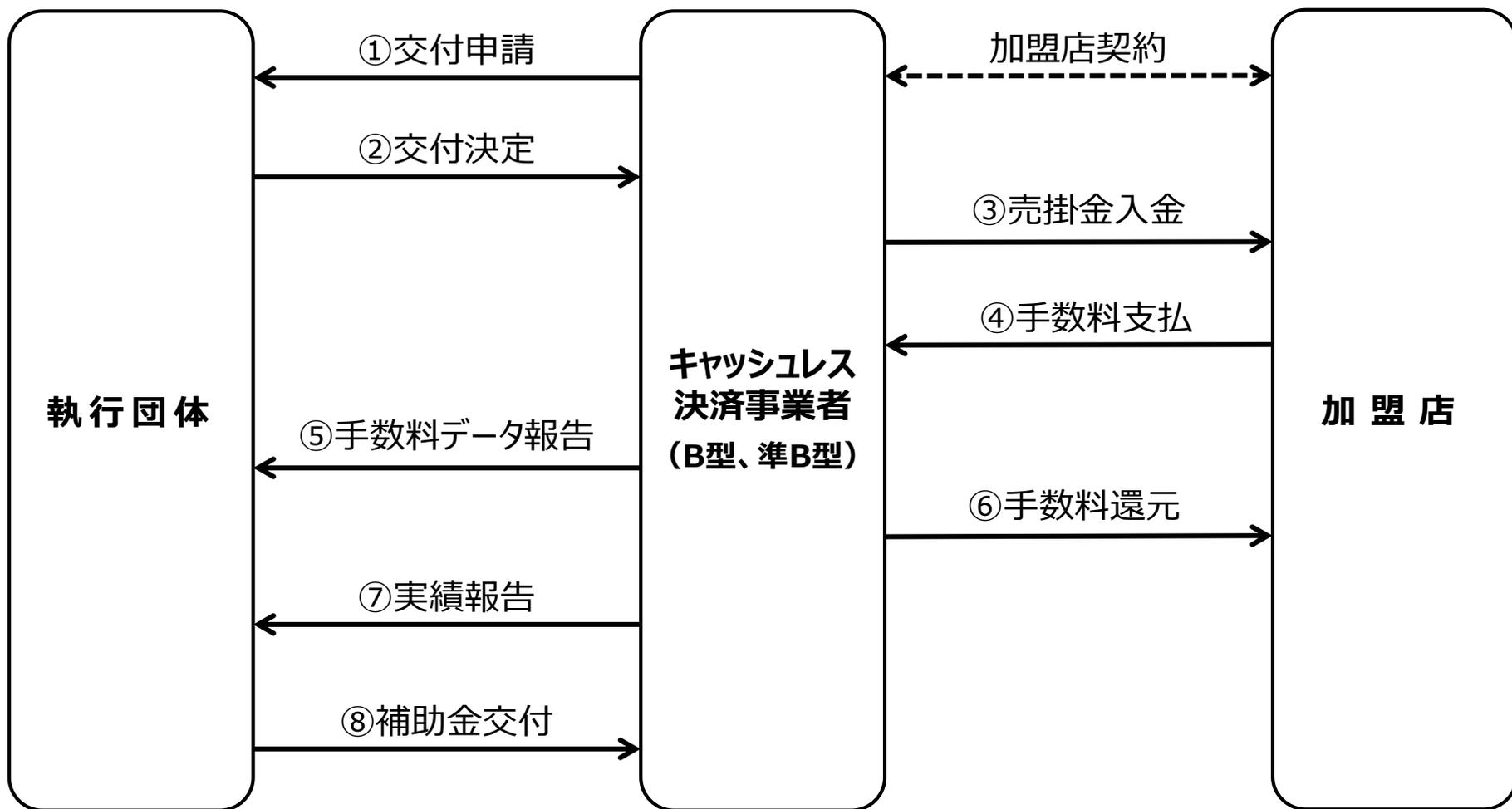
- 所有者と使用者が異なる場合も共同申請
- 事業計画は端末を加盟店に無償提供する事業者が記載



6.3 加盟店手数料補助

加盟店手数料補助スキーム

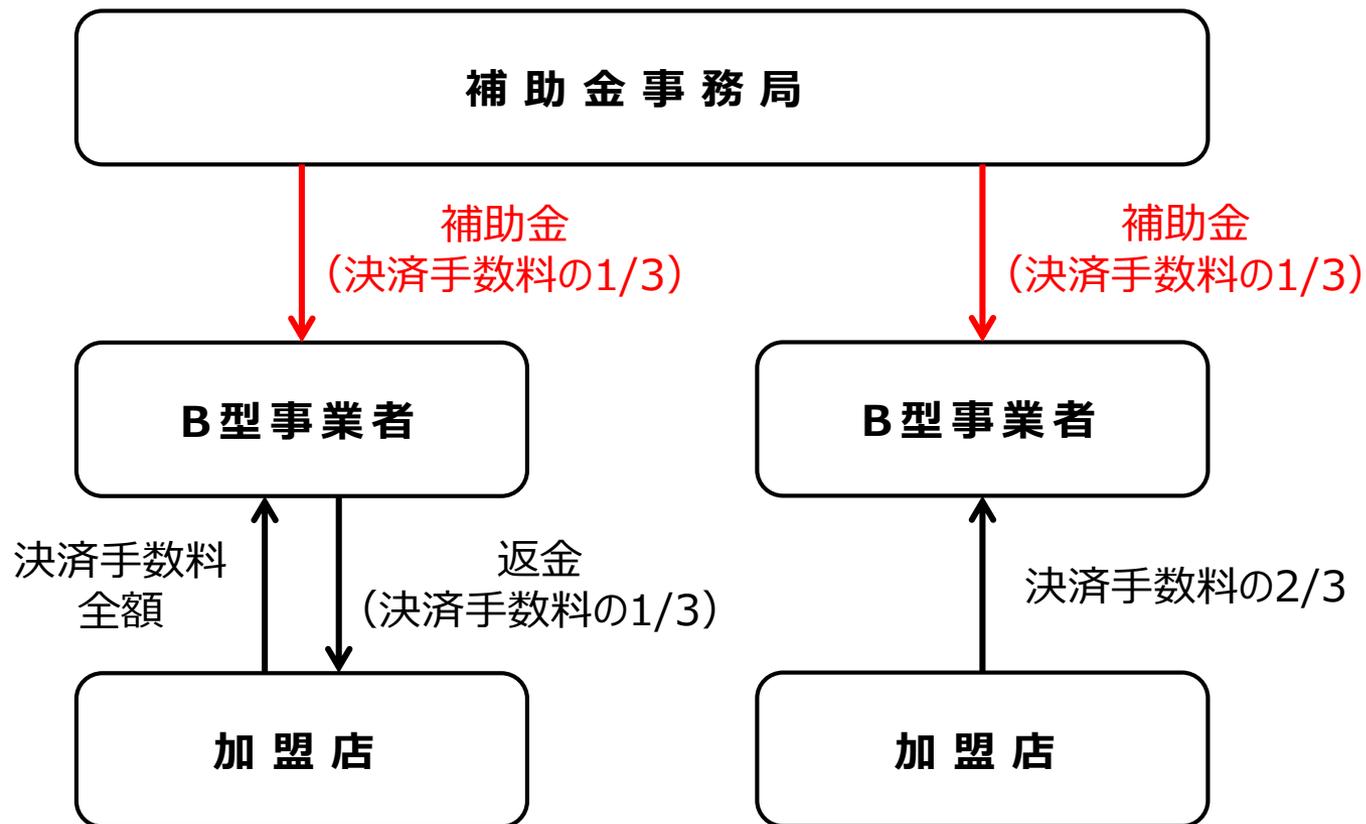
- 加盟店が負担した決済手数料の1/3を補助



6.3 加盟店手数料補助

加盟店手数料補助方法

- 全額請求後に1/3還元しても、最初から2/3の請求としても可
- 加盟店手数料契約自体を2/3としないこと



6.3 加盟店手数料補助

加盟店手数料の範囲

➤ 加盟店手数料の範囲は下記の通り

	原則	事例
加盟店手数料に含む (合計3.25%以下にする必要有)	<ul style="list-style-type: none"> 決済金額と比例して加盟店が負担する金額が増えるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の決済手数料（含む消費税） 販売手数料と決済手数料の区別ができないもの 消費者の支払い回数によって変動する決済手数料
加盟店手数料に含まない	<ul style="list-style-type: none"> 決済サービスに紐付かないその他の販売手数料等として、合理的に区分可能なもの 決済金額に関係なく、一定額を加盟店が負担するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料・ポイント発行負担金等（明確に切り分けられた契約が存在する、キャッシュレス決済手段以外のポイント発行と区分できない形で負担額を徴収している、など、決済サービスに紐付かない費用として合理的に区分が可能なものに限る） 月額システム利用料 振込手数料

6.3 加盟店手数料補助

加盟店手数料範囲

- 通常の決済範囲の手数料率が3.25%以下であることが条件



6.3 加盟店手数料補助

<参考> 加盟店手数料計算方法

決済金額 × 3.25%
(小数点以下 切り捨て)

上限額・下限額を考慮

<計算例>

- 加盟店手数料 : 3.25%
- 1決済当たり上限額 1,000円
- 1決済当たり下限額 100円

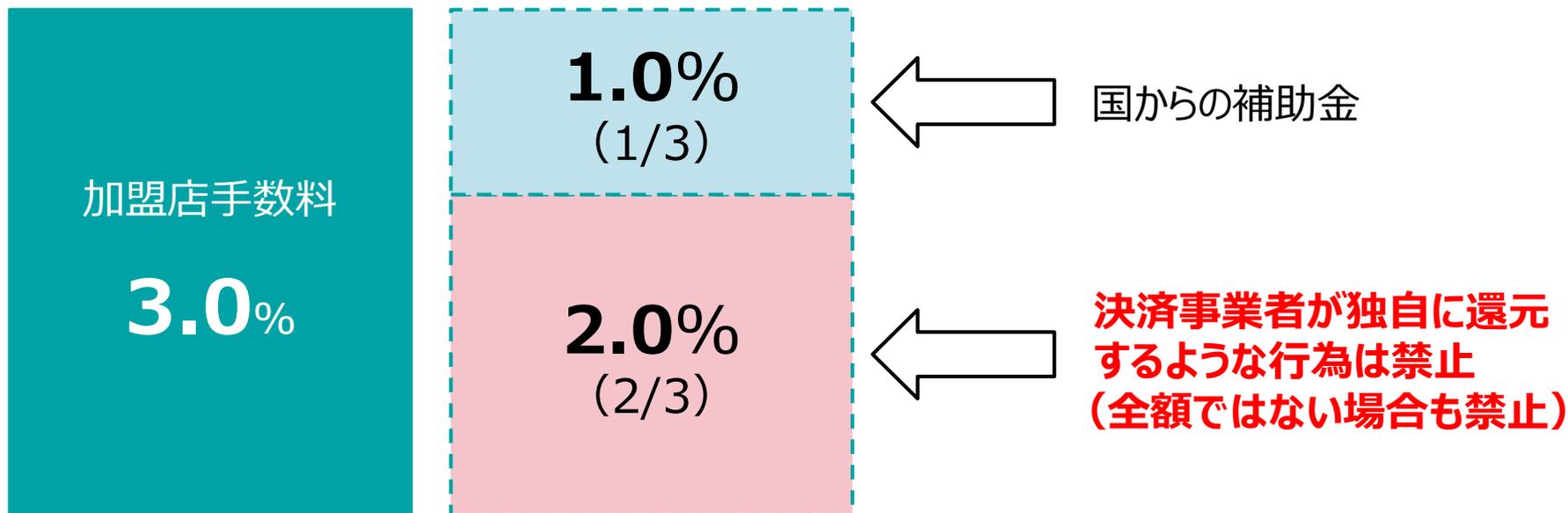
決済日	決済金額	単純計算 加盟店手数料	支払 加盟店手数料	補助金額
10月1日	1,000	32	100	
10月2日	1,345	43	100	
10月3日	42,325	1,375	1,000	
10月4日	2,456	79	100	
10月5日	2,452	79	100	
10月6日	4,425	143	143	
10月7日	45,114	1,466	1,000	
10月8日	5,455	177	177	
10月9日	32,423	1,053	1,000	
10月10日	5,634	183	183	
合計	142,629	4,630	3,903	1,301

手数料合計 × 1/3
(小数点以下 切り捨て)

6.3 加盟店手数料補助

独自の加盟店手数料還元キャンペーンの禁止

- 加盟店手数料の1/3を補助金として加盟店に還元
- 残りの**2/3を決済事業者が独自に加盟店に還元を行うような行為**は禁止

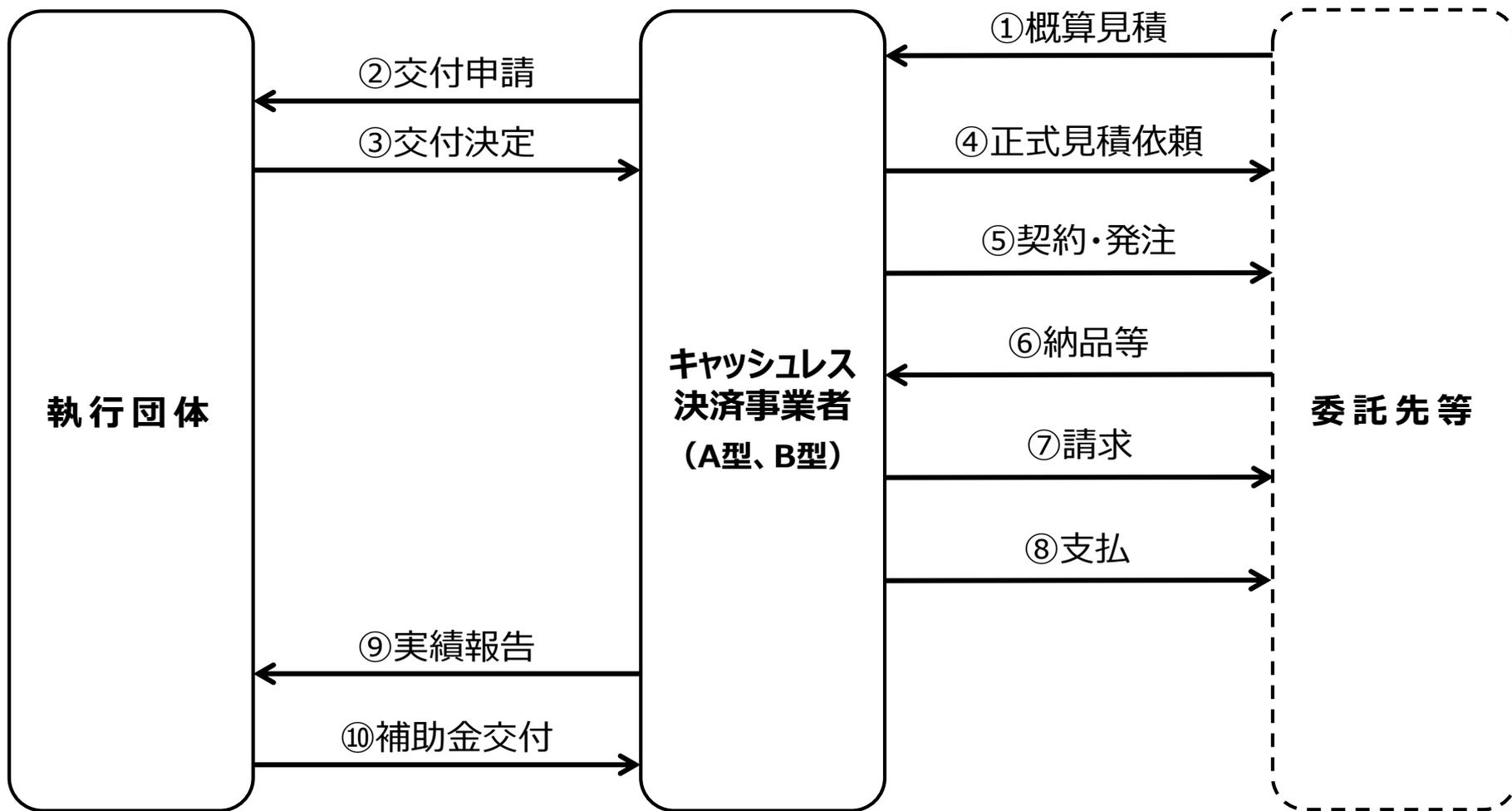


- ✓ 実際に加盟店が負担した（= 決済事業者が請求した）手数料が補助対象
- ✓ 2.0%分は加盟店手数料の値引きと判断

6.4 事務経費補助

事務経費補助スキーム

➤ 本事業実施のために「追加的に必要」になった経費について補助



6.4 事務経費補助

事務経費補助対象経費

➤ 人件費、事業経費、システム開発費を補助

費目	補助対象	補助率
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のためだけに、追加的に雇用した派遣社員等の人件費 (自社の営業と区別して、本制度参加加盟店の募集や不正や不当取引の監視を行う業務を派遣会社等に委託する場合、等) 	定額
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> 広報費用 (外注の場合に限る/社内印刷費等は対象外) 振込手数料 (原則、消費者への還元実施や加盟店手数料を加盟店に還元する際のものに限る) コールセンター費用 (外注の場合に限る) 	
システム開発費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業における不正行為を発見し、不当な取引の検知を行うためのシステム開発 事務局等へのデータ連携機能開発 追加的に消費者還元を行うためのシステム開発 加盟店管理・審査システム開発 	

事務経費の仕様分類に関して

➤ A型兼B型事業者でも、各々の事務経費を流用することはできない

費目	A型事業者としての事務経費	B型事業者としての事務経費
人件費	<ul style="list-style-type: none"> 消費者還元業務を委託した人件費 	<ul style="list-style-type: none"> 本制度への参加募集のための加盟店営業に要した人件費
事業経費	<ul style="list-style-type: none"> 消費者向けの広報費用 消費者還元を行うための手数料 消費者向けのコールセンター費用 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店向けの広報費用 加盟店に手数料還元を行うための手数料 加盟店向けのコールセンター費用 決済データ報告を情報処理センター等へ委託するための費用
システム開発費	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の不正検知を行うためのシステム開発費 事務局等へデータ連携を行うためのシステム開発費 追加的に消費者還元を行うためのシステム開発費 	<ul style="list-style-type: none"> 加盟店の申込・審査を行うためのシステム開発費 手数料還元を事務局へ報告するためのシステム開発費 加盟店側の不正検知を行うためのシステム開発費

6.4 事務経費補助

上限と取扱高について

- A型決済事業者：取扱高の0.3%
(決済事業者登録要領6.1.2.1①～③を採用：取扱高の0.25%)
- B型決済事業者：取扱高の0.5%

区分	取扱高の範囲	上限額計算方法
A型決済事業者	<ul style="list-style-type: none"> • 自らが提供するキャッシュレス決済手段を用いて、制度対象加盟店で制度対象取引が行われた売上高の合計※1 	<ul style="list-style-type: none"> • A型決済事業者から事務局に報告された決済レコードから事務局が計算※2
B型決済事業者	<ul style="list-style-type: none"> • B型決済事業者又は準B型決済事業者間の契約にもとづく全決済金額の合計※3 	<ul style="list-style-type: none"> • B型決済事業者から事務局に報告された加盟店手数料補助申請から事務局が計算※4

※1 キャンセル分等を差し引く。

※2 消費者への還元上限に達し、還元がなされなかった場合でも、取扱高確認のために報告を求める。

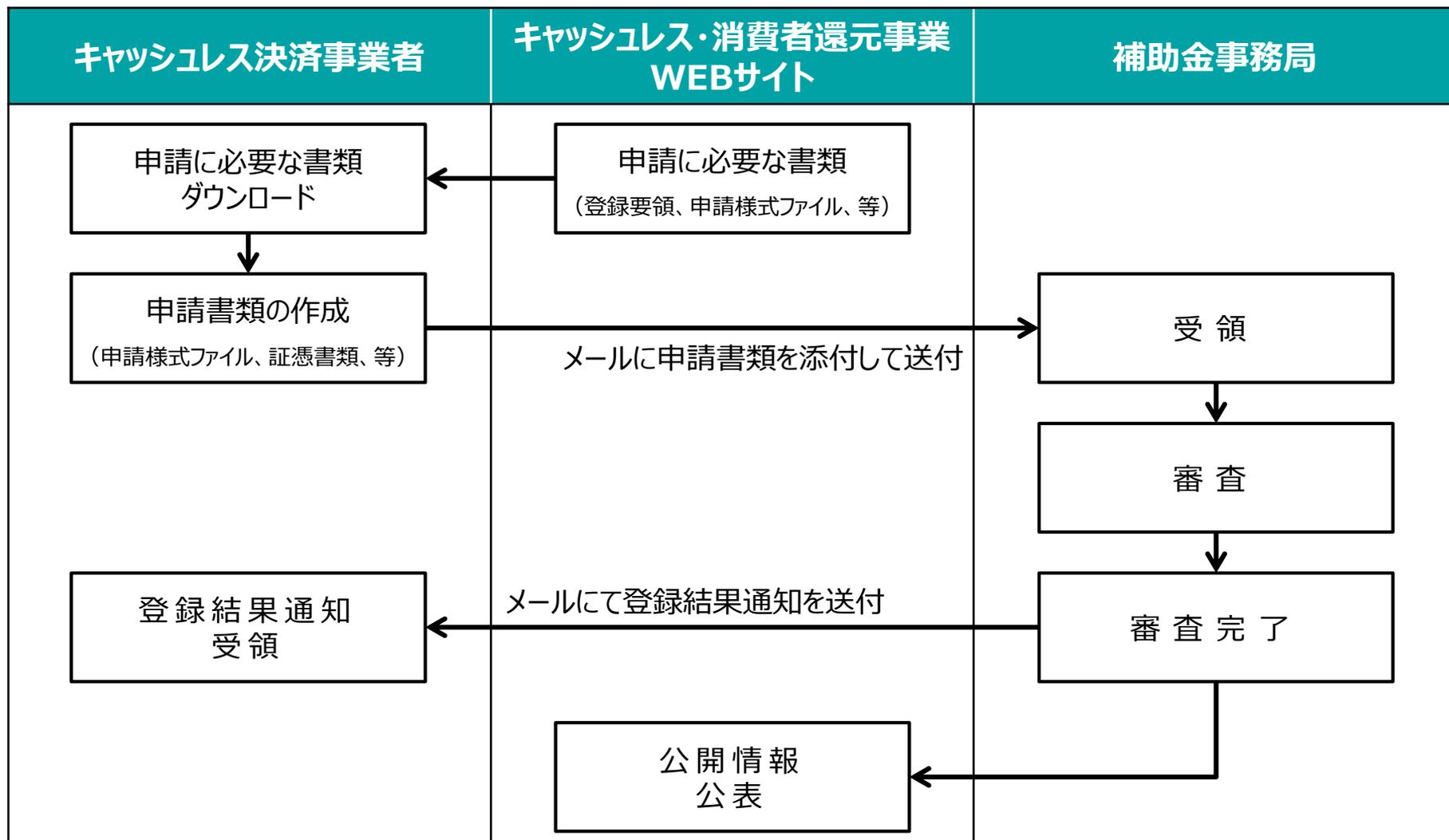
※3 補助金事務局に承認された決済サービスに係る決済に限る。

※4 手数料率 0%等で加盟店手数料補助申請を行わない場合でも、取扱高確認のために報告を求める。

7.キャッシュレス決済事業者の登録

登録申請の流れ

- まずは、不当な取引対応に関する資料とシステム利用規約を請求すること
(併せて、加盟店登録マニュアルについても配布)



7. キャッシュレス決済事業者の登録 システム利用規約請求先

➤ jigyosha-info@cashless.go.jp

メール件名：

【事業者名】「システム利用規約」及び「不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項」についての資料請求

メール本文：

本文中に「会社名」、「所属」、「担当者氏名」、「連絡先（メールアドレス・電話番号）」を必ず記載すること

メール添付：

「4.2キャッシュレス決済事業者の要件」に規定する①～④の内容を事前に確認出来る資料
キャッシュレス決済サービスを提供している事実が確認出来るホームページのURL

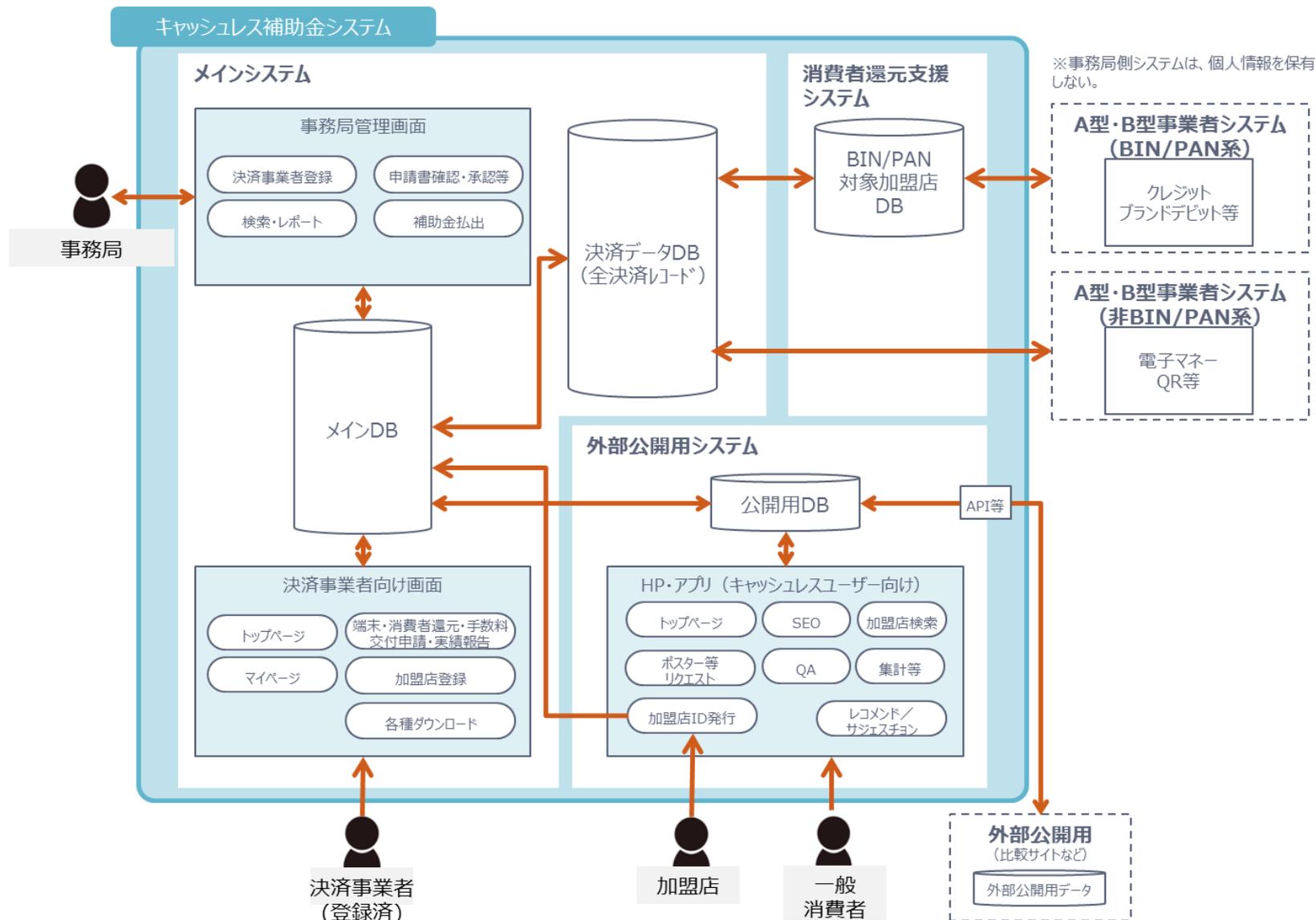
選考方法

➤ 下記の要件をすべて満たすこと

- 「4.2キャッシュレス決済事業者」に規定する要件を全て満たしていること。
- 消費者還元や加盟店手数料補助のためのシステム連携ができることを補助金事務局が確認できること。
- 不当な取引への対応に関して決済事業者が遵守すべき事項への同意
- 問い合わせを受けるコールセンターの開設が確認できること（補助金事務局が決済事業者としての登録をする時点）
- 決済端末の交付決定を受けていること。（端末が必要な場合のみ）

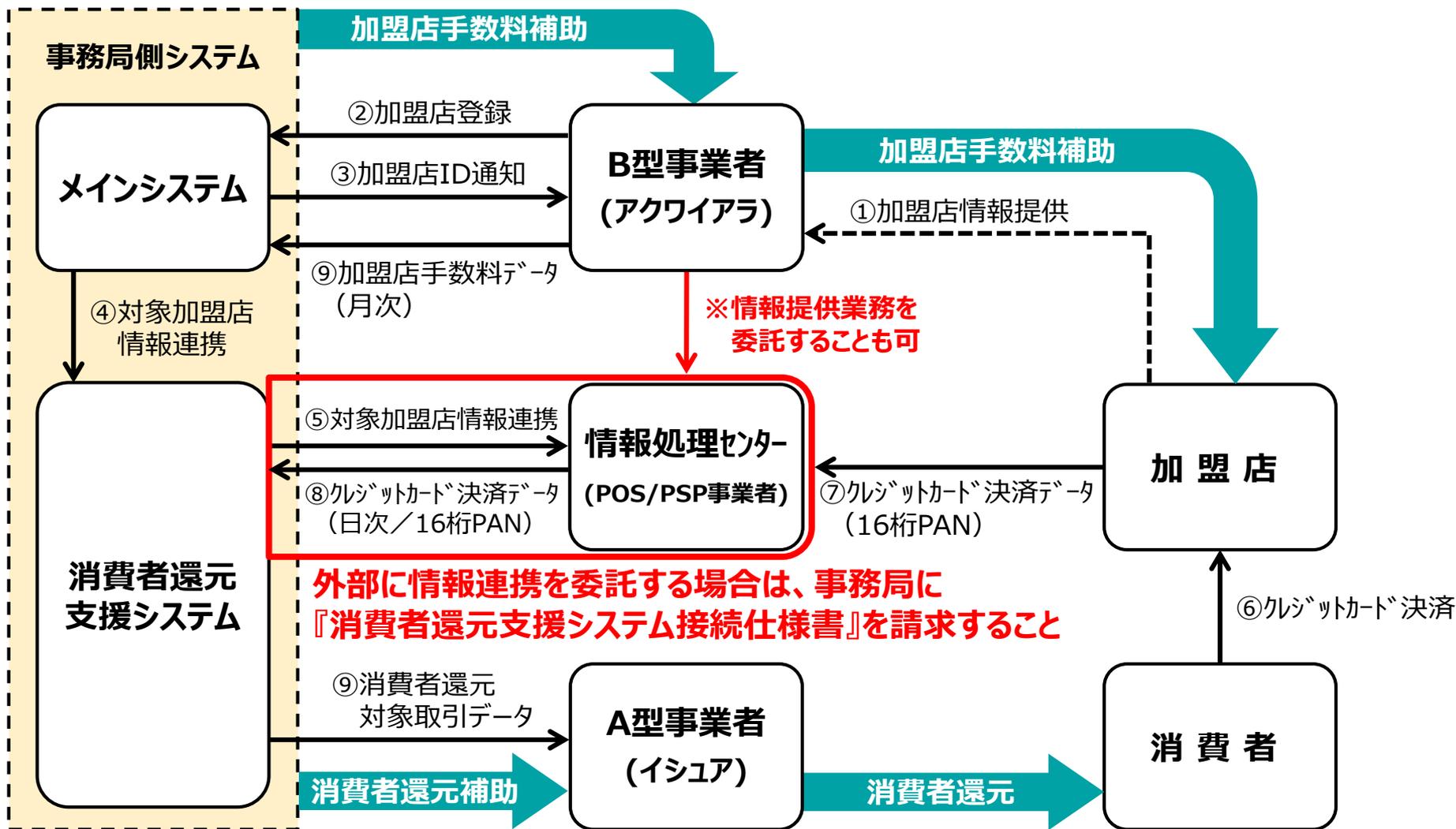
8.システム要件

<参考> システム全体像

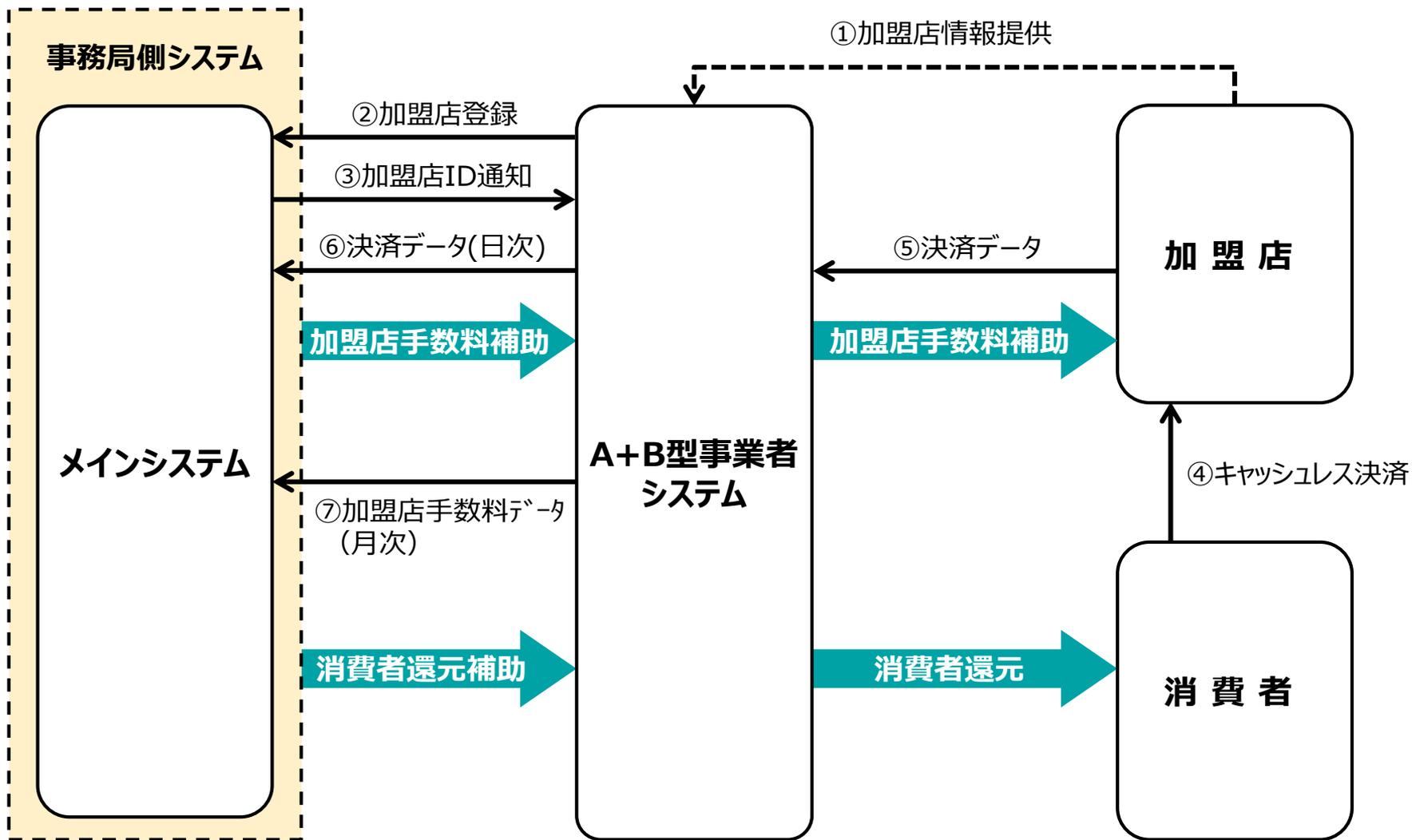


8.システム要件

<参考> BIN系(クレジットカード・ブランドデビット等)の場合



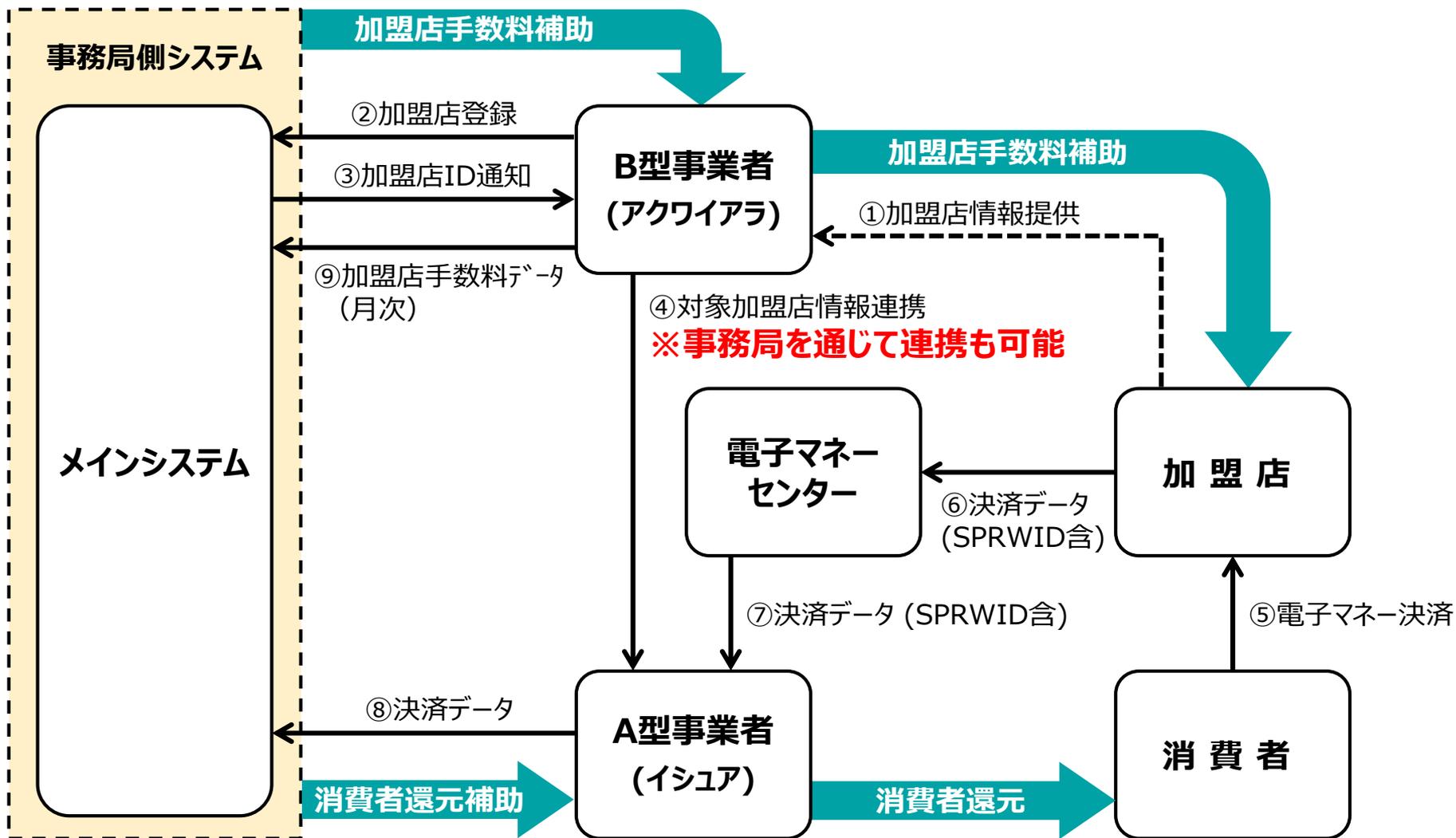
<参考> 非BIN系(QRコード等、自社システム)の場合



8.システム要件

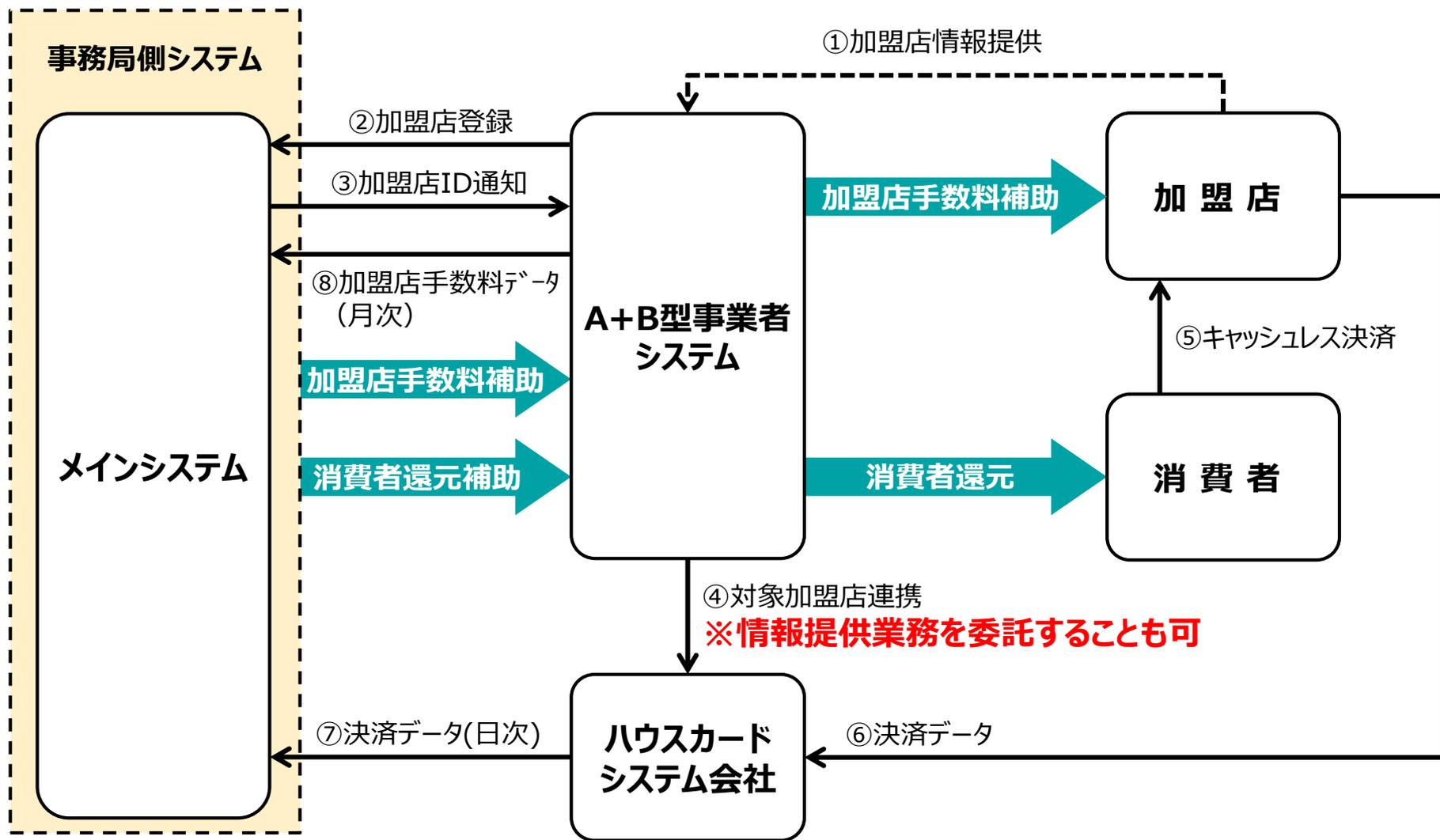
<参考>非BIN系（電子マネー等）の場合

➤ システム連携に関しては、下記の点に注意すること



8.システム要件

<参考>非BIN系（ハウスカード等）の場合



8.システム要件

システム連携について

- システム連携に関しては、下記の点に注意すること
- システム利用規約を詳細に確認し、自社システムでの連携方法を検討すること
 - クレジット系の決済データを連携する場合、**自社と契約がある情報処理センターやPOS・PSP事業者と必ず協議を行うこと**
 - **登録されたB型・準B型事業者以外から、決済データの連携を行う場合は事務局への申請が必要**
 - 事務局が指定する期日までに、疎通試験とファイルフォーマットチェックを受けること
 - 原則、「日次」で決済データを連携できること
- ※ただし、**非BIN系で月間消費者還元額が1,000万円未満程度のA型事業者は、月1回程度のCSVアップロードでも可とする**

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

個人情報の取り扱いにかかる資料

- 「個人情報保護の取り扱いに関する資料が未添付
- 第三者認証を受けていない場合は、社内の情報セキュリティポリシー等を提出

キャッシュレス・消費者還元事業

事業者名： 決済ペイメント株式会社

決済事業者登録申請時提出書類 チェックリスト

類型： A型決済事業者 兼 B型決済事業者

ご提出前に本チェックリストにて書類の不足・不備等がないかをご確認ください

No.	書類名称	様式	ファイル形式	備考	チェック
13	個人情報の保護のために、個人情報の適正な取り扱いがされていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	・入力シート内の「事業者概要」で申告した第三者認定を受けたことを示す認定証の写しを全て添付すること。 ※第三者認証を受けていない場合は、当該要件を満たすことの説明資料を添付すること。 ※例：JIS Q 15001、ISO/IEC 27001 等を想定。	<input type="radio"/>
14	個人情報の許可のない利用を防止するための体制、インフラが整備されていることを示す第三者認証の認定書	自由	PDF	・「事業者概要」で申告した第三者認定を受けたことを示す認定証の写しを全て添付すること。 ※第三者認証を受けていない場合は、当該要件を満たすことの説明資料を添付すること。 ※例：PCI DSS を想定。	<input type="radio"/>

宣誓事項同意書

- 「宣誓事項同意書」の同意欄にチェックが記入されていない・押印がない

	別紙 2-1 年 月 日
一般社団法人キャッシュレス推進協議会 御中	
事業者名 代表者氏名	印
キャッシュレス決済事業者登録に関する宣誓事項同意書	
<p>当社は、キャッシュレス・消費者還元事業（以下「本事業」という。）におけるキャッシュレス決済事業者としての登録申請にあたり、キャッシュレス決済事業者登録要領（以下「登録要領」という。）をよく読み内容を理解しました。特に次の事項に対し、相違があった場合や遵守できなかった場合は、キャッシュレス決済事業者としての登録が取り消される場合があることや、交付決定後であっても補助金の一部もしくは全部が受給できなくなることに同意のうえ、申請いたします。</p>	
<input type="checkbox"/> 本事業について、特に重大な以下の点について確認しました。	

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

上限値

- 「ポイント等の消費還元についての具体的な上限値」の欄が未記入
- または未定、予定、検討中等と記入有

■ キャッシュレスサービスの情報 ①

* サービスURL ※複数のカード等を登録する場合などには、記載の内容は幅を持った内容でも可とします。	http://kessai-paymant.com/creditcard/
ポイント等の消費者還元についての上限設定の方法	一定期間におけるポイント等付与への上限設定
具体的な上限額	10,000ポイント/1ヶ月
* 不当な取引を行った者に対して、決済手段の停止・損害額の賠償等を請求するための根拠・規約の整備に係る説明 ※現段階で決まっていない場合は対応方針等を記載すること。	本制度における不当な取引をはじめとした禁止事項が確認された場合にクレジットカードの利用を停止するとともに国、補助金事務局又は決済事業者の損失額を請求する旨を、HP上等において告知（会員規約第●条にて規定）
* その他サービス説明	豊富なカードラインナップで消費者のニーズにこたえます。

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

加盟店向けサービスのブランド／サービス

- 当該キャッシュレスサービスを実際に加盟店に提供できることが確認できない
- イシューとの契約書が未添付等

キャッシュレス・消費者還元事業

事業者名： 0

決済事業者登録申請時提出書類 チェックリスト

類型： A型決済事業者兼B型決済事業者

ご提出前に本チェックリストにて書類の不足・不備等がないかをご確認ください

No.	書類名称	様式	ファイル形式	備考	チェック
18	加盟店向け決済サービスの説明資料	自由	PDF	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に提出すること。	
19	加盟店向け決済サービスにおいて、イシューのサービスを取り扱う契約を説明する資料 ※必要がある場合は提出	自由	PDF	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に提出すること。 ・アクワイアリングや代理店等の契約書類等 ※自社サービスの場合は不要	
20	特定の加盟店向けにサービス提供をしている説明資料 ※必要がある場合は提出	自由	PDF	・ECモールや百貨店等、特定の店子に対してのみサービス提供しており、対象となるテナントの一覧が確認できる資料を提出すること。 ※公開している店舗一覧やパンフレット等を想定。	
21	キャッシュレス決済事業者及び取扱いサービスのロゴデータ	自由	右記の備考参照	・JPEGもしくはPNGファイル及びAIファイルをそれぞれ提出すること。また、ロゴのガイドラインも併せて送付すること。 【JPEG・PNGファイルについての注意】 ・横幅は1000pixelとすること ・カラー設定はRGBとすること 【AIファイルについての注意】 ・Adobe Creative Cloud 2018以前のバージョンで作られたIllustratorファイルであること (ベクターデータで作成されたaiファイルが推奨) ・アウトライン済のデータとすること ・カラー設定はCMYKとすること	

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

ロゴデータ

➤ 決済事業者および取り扱いサービスのロゴデータが提出されていない

キャッシュレス・消費者還元事業

事業者名： 〇

決済事業者登録申請時提出書類 チェックリスト

類型： A型決済事業者兼B型決済事業者

ご提出前に本チェックリストにて書類の不足・不備等がないかをご確認ください

No.	書類名称	様式	ファイル形式	備考	チェック
18	加盟店向け決済サービスの説明資料	自由	PDF	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に提出すること。	
19	加盟店向け決済サービスにおいて、イシューのサービスを取り扱う契約を説明する資料 ※必要がある場合は提出	自由	PDF	・複数のサービスを登録する場合は、登録するサービス毎に提出すること。 ・アクワイアリングや代理店等の契約書類等 ※自社サービスの場合は不要	
20	特定の加盟店向けにサービス提供をしている説明資料 ※必要がある場合は提出	自由	PDF	・ECモールや百貨店等、特定の店子に対してのみサービス提供しており、対象となるテナントの一覧が確認できる資料を提出すること。 ※公開している店舗一覧やパンフレット等を想定。	
21	キャッシュレス決済事業者及び取り扱いサービスのロゴデータ	自由	右記の備考参照	・JPEGもしくはPNGファイル及びAIファイルをそれぞれ提出すること。また、ロゴのガイドラインも併せて送付すること。 【JPEG・PNGファイルについての注意】 ・横幅は1000pixelとすること ・カラー設定はRGBとすること 【AIファイルについての注意】 ・Adobe Creative Cloud 2018以前のバージョンで作られたIllustratorファイルであること (ベクターデータで作成されたaiファイルが推奨) ・アウトライン済のデータとすること ・カラー設定はCMYKとすること	

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

WEBに公開するリスト（総表）の情報項目

- 項目が未記入
- 加盟店向けサービス情報と不一致

■ Webに公開するリスト（総表）の情報項目 ※代表的なものを記入						
* 決済事業者に支払う手数料	* 期間中の料金 ※2019年10月～6月	<input checked="" type="checkbox"/> 上限（～下限）	3.24	%以下	(1.50 %以上)	
		<input type="checkbox"/> 固定		%		
		<input type="checkbox"/> 右欄のチェックボックスから該当のもの一つ選択し、料率の詳細を入力してください	通常時		%以下	
			条件付きて料率が変 わる場合	変更時	変更条件	
				料率		
		継続可否 一定期間継続				
* 期間終了後 ※2020年7月以降		<input checked="" type="checkbox"/> 上限（～下限）	3.24	%以下	(1.50 %以上)	
		<input type="checkbox"/> 固定		%		
		<input type="checkbox"/> 右欄のチェックボックスから該当のもの一つ選択し、料率の詳細を入力してください	通常時		%以下	
			変更時		変更条件	
	<input type="checkbox"/> 未定					
		※上欄で未定を選択：料率を調整する時期と方法	時期（終了）	年	月	までに
			調整方法			
* 入金タイミング		入金頻度	複数回			
		※上欄で複数回を選択	4 回/月			
* 手数料の他に係る費用の有無		期間中（2019年10月～6月）	有			
		期間終了後（2020年7月以降）	有			
		種類	持ち運び可能な端末（モバイル決済端末）			
* 提供端末		※上欄でその他を選択				

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

B型の申請で決済端末の提供を行わない場合

- 登録する決済端末の数：「0」を入力
- 決済端末を利用しない理由：「選択項目」から選択

登録する各サービス・端末の数						
登録するキャッシュレスサービスの数（A型必須）	2					
登録する加盟店向けサービスの数（B、準B型必須）	自社サービス	1	それ以外	1	合計	2
登録する決済端末の数（B、準B型必須）	0					
決済端末を利用しない理由	ECサイトの決済が対象					
※上欄でその他を選択	ECサイトの決済が対象 店舗提示型のQRコードのみを提供 その他					
B型または準B型決済事業者であることの確認						
決済サービスの提供を主たる業務としている						
地域の面的なキャッシュレス決済サービスの提供を行っている						
A型決済事業者として登録している						
事務経費補助や端末補助が実施されないことを理解した上で、自らが加盟店の管理・登録を実施したいと考える事情がある						

9.申請書作成にあたっての注意事項（よくある不備）

自社サービスを取り扱う場合

- 必ず自社サービス数を記入
- イシューとの契約書等は不要

登録する各サービス・端末の数						
登録するキャッシュレスサービスの数（A型必須）	2					
登録する加盟店向けサービスの数（B、準B型必須）	自社サービス	1	それ以外	1	合計	2
登録する決済端末の数（B、準B型必須）	0					
決済端末を利用しない理由	ECサイトの決済が対象					
※上欄でその他を選択	ECサイトの決済が対象 店舗提示型のQRコードのみを提供 その他					
B型または準B型決済事業者であることの確認						
決済サービスの提供を主たる業務としている						
地域の面的なキャッシュレス決済サービスの提供を行っている						
A型決済事業者として登録している						
事務経費補助や端末補助が実施されないことを理解した上で、自らが加盟店の管理・登録を実施したいと考える事情がある						

1

決済事業者登録について

2

加盟店登録について

加盟店登録の流れ（再掲）

➤ 以下の4STEPで加盟店の登録を実施

STEP1加盟店情報の
収集

- ✓ 中小・小規模事業者等（以下、「中小事業者」）の判定
および基本情報登録を行うために必要な情報を収集

STEP2対象加盟店と
なりうるかの確認

- ✓ 加盟店登録要領に則り、制度参加可能な中小事業者かどうかを判定

STEP3基本情報登録
加盟店ID発行

- ✓ メインシステムに必要情報を登録し、加盟店IDを発行
- ✓ 発行された加盟店IDを、加盟店に連絡

STEP4

契約・端末情報登録

- ✓ 発行された加盟店IDを用いて、契約・端末情報を登録
- ✓ 消費者還元開始日を、加盟店に連絡

加盟店登録完了 → 消費者還元・手数料補助開始

加盟店登録マニュアル
参照

(決済事業者登録要領7.5.3.に記載のアドレスに資料請求すること)